

大分県地域防災計画 新旧対照表

【事故等災害対策編】

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第1部 総則・第2部 共通する災害予防

改正前	改正後
第1部 総則（略） 第2部 共通する災害予防（略）	

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後								
<p>第1章 (略)</p> <p>第2章 活動体制の確立</p> <p>第1節 組織</p> <p>災害応急対策を総合的かつ集中的に実施するために必要な組織は、この節の定めるところによって確立する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">< >内は主に担当する班等</p> <p>○県災害対策本部の設置<生活環境部防災局<u>防災対策室</u>> (略)</p> </div> <p>1 (略)</p> <p>2 災害発生時における県の組織体制 (略)</p> <p>(1) 災害対策連絡室 イ 災害対策連絡室 (イ)・(ロ) (略)</p> <p>(ハ)</p>	<p>第1章 (略)</p> <p>第2章 活動体制の確立</p> <p>第1節 組織</p> <p>災害応急対策を総合的かつ集中的に実施するために必要な組織は、この節の定めるところによって確立する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">< >内は主に担当する班等</p> <p>○県災害対策本部の設置<生活環境部防災局<u>防災対策企画課</u>> (略)</p> </div> <p>1 (略)</p> <p>2 災害発生時における県の組織体制 (略)</p> <p>(1) 災害対策連絡室 イ 災害対策連絡室 (イ)・(ロ) (略)</p> <p>(ハ)</p>								
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">室長</td> <td>防災対策室長</td> </tr> <tr> <td>副室長</td> <td>別に定める職員</td> </tr> </table>	室長	防災対策室長	副室長	別に定める職員	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">室長</td> <td>防災対策企画課長</td> </tr> <tr> <td>副室長</td> <td>別に定める職員</td> </tr> </table>	室長	防災対策企画課長	副室長	別に定める職員
室長	防災対策室長								
副室長	別に定める職員								
室長	防災対策企画課長								
副室長	別に定める職員								
<p>(ニ)～(ヘ) (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>(2) 災害警戒本部 イ 災害警戒本部 (イ) (ロ) (略)</p>	<p>(ニ)～(ヘ) (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>(2) 災害警戒本部 イ 災害警戒本部 (イ) (ロ) (略)</p>								

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後																				
<p>(ハ)</p> <table border="1" data-bbox="114 325 1120 424"> <tr> <td>本部長</td> <td>生活環境部防災局長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>生活環境部<u>危機管理監</u></td> </tr> </table> <p>(ニ) (ホ) (略)</p> <p>(ヘ) その他</p> <p>a. 災害に関する情報等を一元的に掌握し、災害応急対策を円滑に処理するため情報室を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="114 619 1120 718"> <tr> <td>室長</td> <td><u>防災対策室長</u></td> </tr> <tr> <td>副室長</td> <td>別に定める職員</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>b・c (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>(3) 災害対策本部</p> <p>イ 災害対策本部</p> <p>(イ)・(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 組織・職制</p> <p>a (略)</p> <p>b (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>c. 各種の災害応急対策の実施及び災害情報の収集等を遂行するため、部及び班を設置する。(略)</p> <p>(ニ) 処理すべき主な事項</p>	本部長	生活環境部防災局長	副本部長	生活環境部 <u>危機管理監</u>	室長	<u>防災対策室長</u>	副室長	別に定める職員	<p>(ハ)</p> <table border="1" data-bbox="1149 325 2159 424"> <tr> <td>本部長</td> <td>生活環境部防災局長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>生活環境部<u>防災危機管理監</u></td> </tr> </table> <p>(ニ) (ホ) (略)</p> <p>(ヘ) その他</p> <p>a. 災害に関する情報等を一元的に掌握し、災害応急対策を円滑に処理するため情報室を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="1149 619 2159 718"> <tr> <td>室長</td> <td><u>防災対策企画課長</u></td> </tr> <tr> <td>副室長</td> <td>別に定める職員</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>b・c (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>(3) 災害対策本部</p> <p>イ 災害対策本部</p> <p>(イ)・(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 組織・職制</p> <p>a (略)</p> <p>b (略)</p> <p><u>c. 広域受援に関する情報を一元化に掌握し、広域応援対策を円滑に処理するため、受援・市町村支援室を設置する。</u></p> <table border="1" data-bbox="1149 1174 2159 1289"> <tr> <td><u>室長</u></td> <td><u>総務部審議監</u></td> </tr> <tr> <td><u>室員</u></td> <td>別に定める職員</td> </tr> </table> <p>d 各種の災害応急対策の実施及び災害情報の収集等を遂行するため、部及び班を設置する。(略)</p> <p>(ニ) 処理すべき主な事項</p>	本部長	生活環境部防災局長	副本部長	生活環境部 <u>防災危機管理監</u>	室長	<u>防災対策企画課長</u>	副室長	別に定める職員	<u>室長</u>	<u>総務部審議監</u>	<u>室員</u>	別に定める職員
本部長	生活環境部防災局長																				
副本部長	生活環境部 <u>危機管理監</u>																				
室長	<u>防災対策室長</u>																				
副室長	別に定める職員																				
本部長	生活環境部防災局長																				
副本部長	生活環境部 <u>防災危機管理監</u>																				
室長	<u>防災対策企画課長</u>																				
副室長	別に定める職員																				
<u>室長</u>	<u>総務部審議監</u>																				
<u>室員</u>	別に定める職員																				

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<p>a～d (略) (新設)</p> <p>e. 各部の主な処理事務 【被災者救援部】・</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所開設への協力・支援 ・避難所における被災者からの要望状況の把握 ・ボランティア活動に関する情報の一元管理 ・大分県ボランティア・市民活動センター等との連絡調整及び情報の共有 ・ボランティアの要請及び派遣についての調整 ・廃棄物の処理方法及び集積場所についての助言及び情報提供 <p><u>(支援物資部からの変更)</u> <u>(支援物資部からの変更)</u> (新設)</p> <p>【支援物資部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食料、飲料水、生活用品等の供給及びあっせん ・市町村に対する救助物資等の配分 ・給水班の派遣 ・支援食料、義援物資等の受入 <p><u>消費生活相談所の開設</u> <u>生活関連物資の価格調査及び監視</u></p>	<p>a～d (略)</p> <p><u>e. 受援・市町村支援室の主な処理事務</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>他の都道府県等からの連絡員の受入れ</u> ・ <u>九州・山口9県被災地支援対策本部への応援要請</u> ・ <u>災害時緊急支援隊長及び副隊長候補者の人選</u> ・ <u>県への応援必要人数の把握</u> ・ <u>県内被災市町村への応援可能な県職員数の把握</u> ・ <u>他の都道府県からの応援職員の受入れ</u> ・ <u>被災市町村への派遣必要人数の把握</u> ・ <u>被災市町村以外の市町村への応援職員の派遣要請</u> <p>f. 各部の主な処理事務 【被災者救援部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所開設・<u>運営</u>への協力・支援 ・避難所における被災者からの要望状況の把握 ・ボランティア活動に関する情報の一元管理 ・大分県ボランティア・市民活動センター等との連絡調整及び情報の共有 ・ボランティアの要請及び派遣についての調整 ・廃棄物の処理方法及び集積場所についての助言及び情報提供 <p><u>消費生活相談所の開設</u> <u>生活関連物資の価格調査及び監視</u> <u>被災した留学生等の在住外国人や外国人観光客等への情報提供・支援</u></p> <p>【支援物資部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食料、飲料水、生活用品等の供給及びあっせん ・市町村に対する救助物資等の配分 ・給水班の派遣 ・支援食料、義援物資等の受入 <p><u>(被災者救援部への変更)</u> <u>(被災者救援部への変更)</u></p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

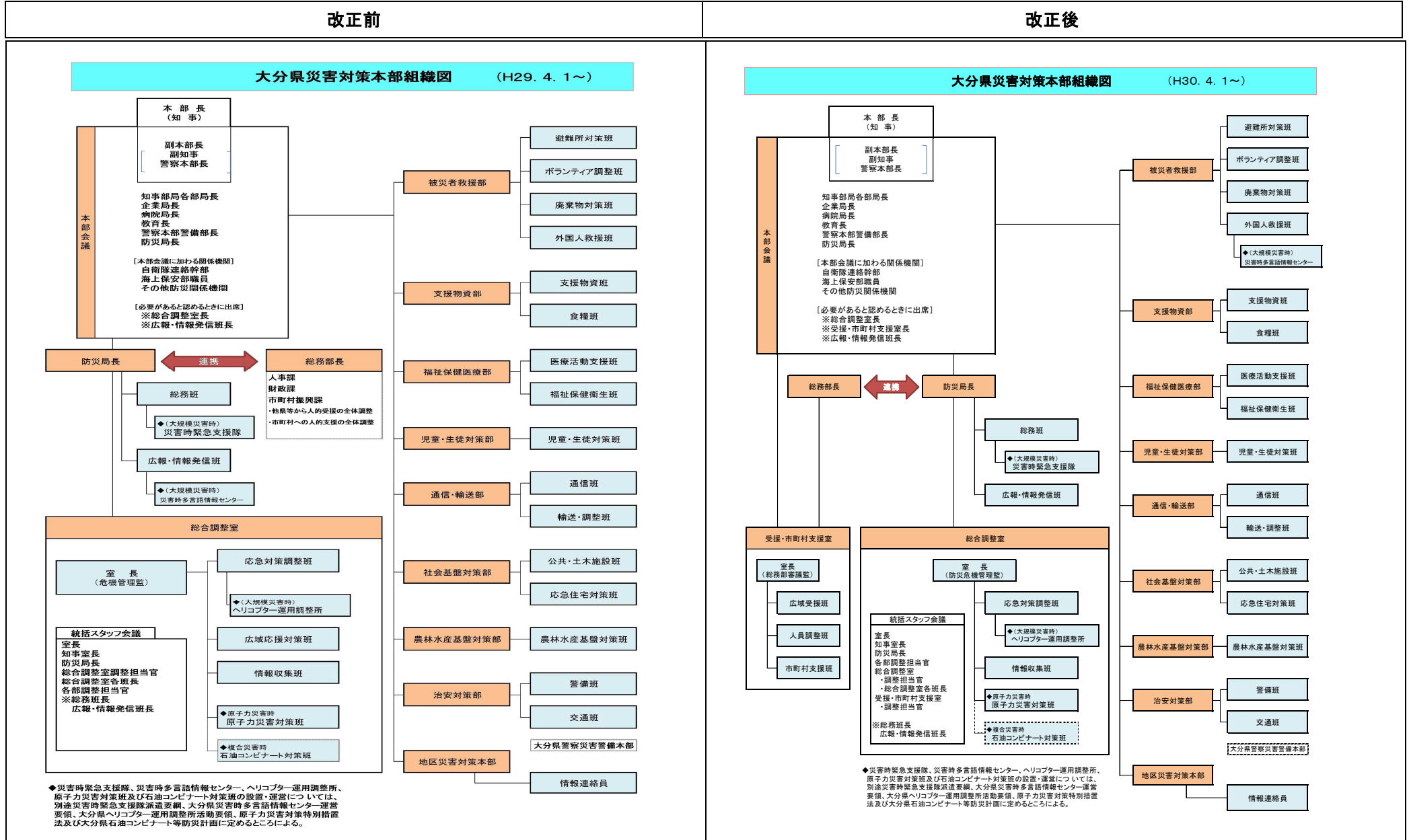
第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握 ・緊急輸送車両等に必要な燃料の確保 <p>【福祉保健医療部】～【治安対策部】 (略)</p> <p>(ホ)～(ト) (略)</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>(4)その他</p> <p>イ・ロ (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握 ・緊急輸送車両等に必要な燃料の確保 <p>【福祉保健医療部】～【治安対策部】 (略)</p> <p>(ホ)～(ト) (略)</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>(4)その他</p> <p>イ・ロ (略)</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策



大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

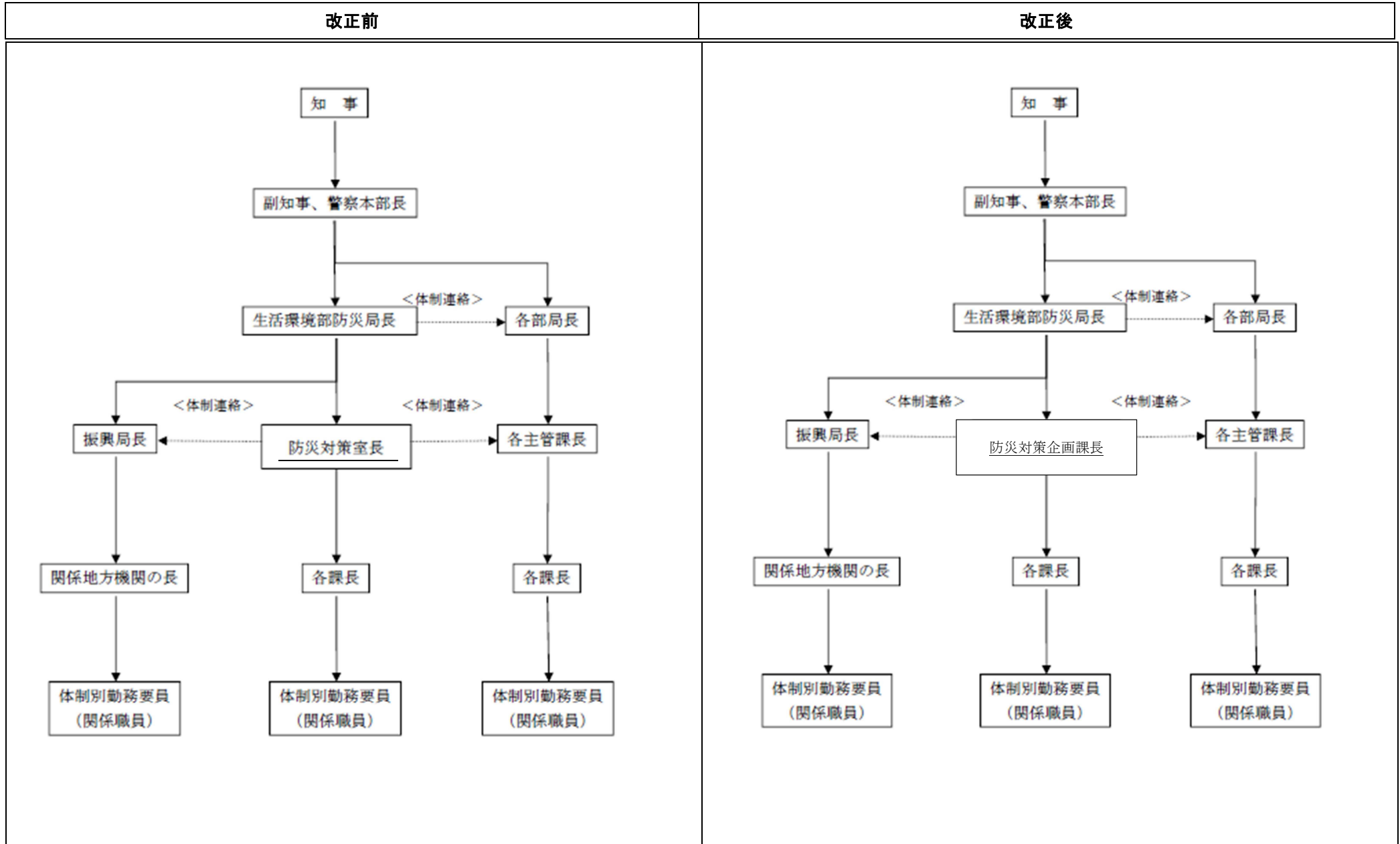
第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<p>3～17 (略)</p> <p>第2節 動員配備 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県の動員配備体制 (1) (2) (略) (3) 職員等の動員系統</p> <p>イ 通常の勤務時間(災害対策連絡室～災害警戒本部)</p>	<p>3～17 (略)</p> <p>第2節 動員配備 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県の動員配備体制 (1) (2) (略) (3) 職員等の動員系統</p> <p>イ 通常の勤務時間(災害対策連絡室～災害警戒本部)</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策



大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

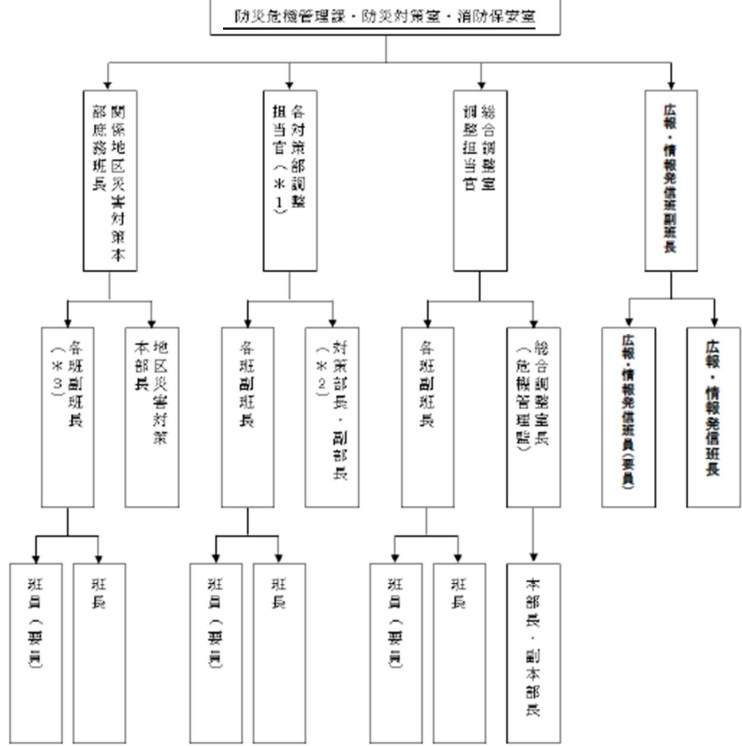
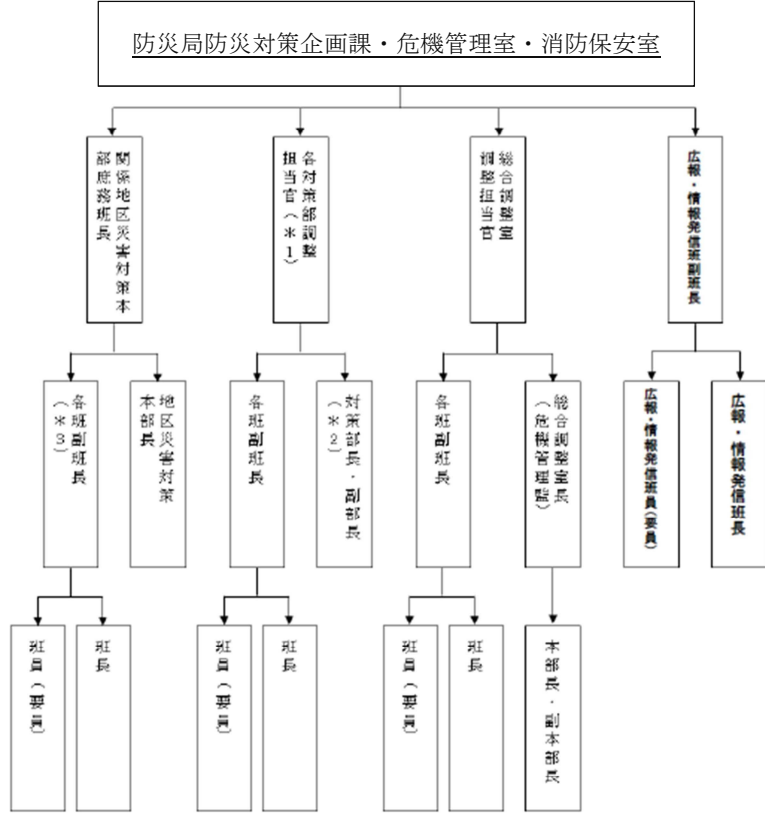
第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<p>□ 勤務時間外(災害対策本部～災害警戒本部)</p> <p>以下の必要な配置等は、前頁(3)「職員等の動員系統」イ「勤務時間内」と同様とする。 </p>	<p>□ 勤務時間外(災害対策本部～災害警戒本部)</p> <p>以下の必要な配置等は、前頁(3)「職員等の動員系統」イ「勤務時間内」と同様とする。 </p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<p>ハ 災害対策本部（全庁体制）を設置時</p>  <p>(1) 各対策部調整担当官は、関係部主管課の総務企画監が務める。 (2) 社会基盤対策部は企業局長を、福祉保健医療部は病院局長を含む。 (3) 副本部長の教育事務所長及び警察署長を含む。</p> <p>ハ (略)</p>	<p>ハ 災害対策本部（全庁体制）を設置時</p>  <p>(1) 各対策部調整担当官は、関係部主管課の総務企画監が務める。 (2) 社会基盤対策部は企業局長を、福祉保健医療部は病院局長を含む。 (3) 副本部長の教育事務所長及び警察署長を含む。</p> <p>ハ (略)</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

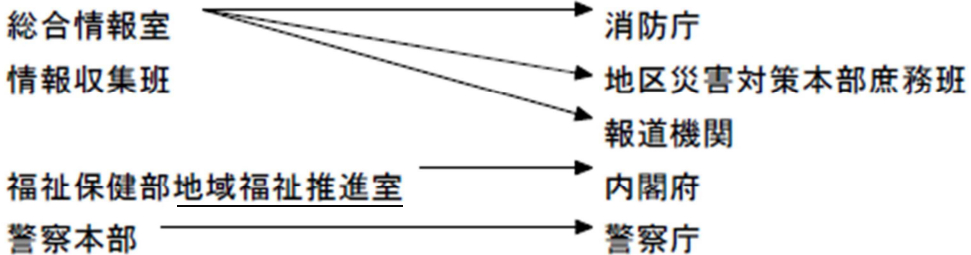
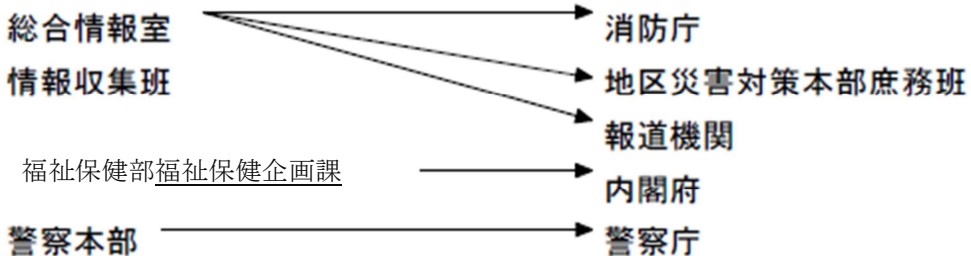
第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<p>(4)～(6) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第3節 通信連絡手段の確保 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県における通信連絡手段の確保 (1)～(5) (略)</p> <p>(6) 被災地における通信連絡手段の確保 イ (略)</p> <p>ロ <u>孤立防止対策用衛星電話等の無線局の活用</u> <u>現地に防災行政無線が到着するまでの間、または、道路の寸断等により到着に時間を要する場合においては、県内各地の市町村内に設置されている孤立防止対策用衛星電話等の無線局を活用する。ただし、通信をより確実にするため、ヘリコプター等も活用して、できるだけ早く現地に防災行政無線を持ち込む。う努める。</u></p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 非常通信措置 災害により非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難なときは、防災関係機関は大分地区非常通信連絡会(大分県防災対策室内)を構成する無線局等に対して非常通信の取扱を依頼し、通信の確保を図ることができる。 (1)～(3) (略)</p> <p>第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 県の災害情報・被害情報収集・共有体制 (1) (略)</p> <p>(2) 災害情報・被害情報の収集・伝達の特例</p>	<p>(4)～(6) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第3節 (略) (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県における通信連絡手段の確保 (1)～(5) (略)</p> <p>(6) 被災地における通信連絡手段の確保 イ (略)</p> <p>ロ <u>孤立地区における衛星電話の活用</u> <u>道路の寸断等により孤立した地区に対しては、県及び市町村等が保有する衛星電話を活用する。その際は、ヘリコプター等も利用して、できるだけ早く現地に機器を持ち込むよう努める。</u></p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 非常通信措置 災害により非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難なときは、防災関係機関は大分地区非常通信連絡会(大分県防災対策企画課内)を構成する無線局等に対して非常通信の取扱を依頼し、通信の確保を図ることができる。 (1)～(3) (略)</p> <p>第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 県の災害情報・被害情報収集・共有体制 (1) (略)</p> <p>(2) 災害情報・被害情報の収集・伝達の特例</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<p>(略)</p> <p>以下に掲げる事項に関する概括的な災害情報・被害情報を総合調整室情報収集班（災害対策本部が未設置の場合は生活環境部<u>防災対策室</u>とする。以下同じ）が収集・伝達するものとする。（略）</p> <p>(イ) 人的被害・住家被害・火災・がけ崩れ等に関する情報(推定情報を含む。)</p> <p>[収集] (略)</p> <p>[伝達]</p> <p>総合調整室情報収集班、福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>及び警察本部は、収集した情報を次のルートで伝達する。</p>  <pre> graph LR A[総合情報室 情報収集班] --> B[消防庁] A --> C[地区災害対策本部庶務班] A --> D[報道機関] E[福祉保健部 地域福祉推進室] --> F[内閣府] G[警察本部] --> H[警察庁] </pre> <p>(ロ) 避難者数、避難所の場所等に関する情報の収集</p> <p>[収集] (略)</p> <p>[伝達]</p> <p>総合情報室情報収集班及び福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>は収集した情報を次のルートで伝達する。</p>	<p>(略)</p> <p>以下に掲げる事項に関する概括的な災害情報・被害情報を総合調整室情報収集班（災害対策本部が未設置の場合は生活環境部<u>防災対策企画課</u>とする。以下同じ）が収集・伝達するものとする。（略）</p> <p>(イ) 人的被害・住家被害・火災・がけ崩れ等に関する情報(推定情報を含む。)</p> <p>[収集] (略)</p> <p>[伝達]</p> <p>総合調整室情報収集班、福祉保健部<u>福祉保健企画課</u>及び警察本部は、収集した情報を次のルートで伝達する。</p>  <pre> graph LR A[総合情報室 情報収集班] --> B[消防庁] A --> C[地区災害対策本部庶務班] A --> D[報道機関] E[福祉保健部 福祉保健企画課] --> F[内閣府] G[警察本部] --> H[警察庁] </pre> <p>(ロ) 避難者数、避難所の場所等に関する情報の収集</p> <p>[収集] (略)</p> <p>[伝達]</p> <p>総合情報室情報収集班及び福祉保健部<u>福祉保健企画課</u>は収集した情報を次のルートで伝達する。</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>総合情報室 情報収集班</p> <p>福祉保健部地域福祉推進室</p> <p>警察本部</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>消防庁</p> <p>地区災害対策本部庶務班</p> <p>報道機関</p> <p>内閣府</p> <p>警察庁</p> </div> </div> <p>(ハ)～(ト) (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第5節 災害救助法の適用及び運用</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: right;">< >内は主に担当する班等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被害情報の収集<福祉保健部地域福祉推進室> ○内閣府政策統括官（防災担当）被災者行政担当へ災害発生の情報提供（第一報）<福祉保健部地域福祉推進室> □総合調整室情報収集班及び応急対策調整班が把握した情報の入手<福祉保健部地域福祉推進室> <p>基準に達した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害救助法適用に関する知事決裁<福祉保健部地域福祉推進室> ○災害救助法適用に関する内閣府との調整<福祉保健部地域福祉推進室> □内閣府政策統括官（防災担当）被災者行政担当への被害情報、災害救助法の適用の情報提供、実施の協議 </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>総合情報室 情報収集班</p> <p>福祉保健部福祉保健企画課</p> <p>警察本部</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>消防庁</p> <p>地区災害対策本部庶務班</p> <p>報道機関</p> <p>内閣府</p> <p>警察庁</p> </div> </div> <p>(ハ)～(ト) (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第5節 災害救助法の適用及び運用</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: right;">< >内は主に担当する班等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被害情報の収集<福祉保健部福祉保健企画課> ○内閣府政策統括官（防災担当）被災者行政担当へ災害発生の情報提供（第一報）<福祉保健部福祉保健企画課> □総合調整室情報収集班及び応急対策調整班が把握した情報の入手<福祉保健部福祉保健企画課> <p>基準に達した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害救助法適用に関する知事決裁<福祉保健部福祉保健企画課> ○災害救助法適用に関する内閣府との調整<福祉保健部福祉保健企画課> □内閣府政策統括官（防災担当）被災者行政担当への被害情報、災害救助法の適用の情報提供、実施の協議 </div>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<p>○災害救助法適用に関する関係先への連絡・活動体制の確立</p> <p>□関係市町村への連絡<福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>></p> <p>*通信手段は第3節参照。</p> <p>□関係地方本部への連絡<福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>></p> <p>□本庁各部局への連絡<福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>></p> <p>□日赤大分県支部への連絡<福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>></p> <p>□報道機関への連絡<広報・情報発信班></p> <p>*知事が発表する。</p>	<p>○災害救助法適用に関する関係先への連絡・活動体制の確立</p> <p>□関係市町村への連絡<福祉保健部<u>福祉保健企画課</u>></p> <p>*通信手段は第3節参照。</p> <p>□関係地方本部への連絡<福祉保健部<u>福祉保健企画課</u>></p> <p>□本庁各部局への連絡<福祉保健部<u>福祉保健企画課</u>></p> <p>□日赤大分県支部への連絡<福祉保健部<u>福祉保健企画課</u>></p> <p>□報道機関への連絡<広報・情報発信班></p> <p>*知事が発表する。</p>
<p>1 災害救助法適用に関する県の活動</p> <p>県内で事故等により大規模な被害が発生した場合、県は以下により、災害救助法に関連した業務を行う。</p> <p>(1) 被害情報の収集</p> <p>福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>は、災害救助法適用のための被害情報を、総合調整室情報収集班及び応急対策調整班から入手する。(略)</p> <p>(2) 内閣府への第一報</p> <p>福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>は内閣府政策統括官(防災担当)被災者行政担当に対して、県内に事故等災害により大規模な被害が発生したため、災害救助法適用のための情報を収集中であることについて、第一報として電話、ファックス、その他の手段を用いて連絡する。</p> <p>(3) 知事決裁</p> <p>福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>は、適用基準に照らし災害救助法を適用すべきと判断したときは知事の決裁の手続きを行う。</p> <p>(4) 内閣府への情報提供</p> <p>福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>は、災害救助法適用基準に該当した旨を、内閣府政策統括官(防災担当)被災者行政担当に情報提供する。</p>	<p>1 災害救助法適用に関する県の活動</p> <p>県内で事故等により大規模な被害が発生した場合、県は以下により、災害救助法に関連した業務を行う。</p> <p>(1) 被害情報の収集</p> <p>福祉保健部<u>福祉保健企画課</u>は、災害救助法適用のための被害情報を、総合調整室情報収集班及び応急対策調整班から入手する。(略)</p> <p>(2) 内閣府への第一報</p> <p>福祉保健部<u>福祉保健企画課</u>は内閣府政策統括官(防災担当)被災者行政担当に対して、県内に事故等災害により大規模な被害が発生したため、災害救助法適用のための情報を収集中であることについて、第一報として電話、ファックス、その他の手段を用いて連絡する。</p> <p>(3) 知事決裁</p> <p>福祉保健部<u>福祉保健企画課</u>は、適用基準に照らし災害救助法を適用すべきと判断したときは知事の決裁の手続きを行う。</p> <p>(4) 内閣府への情報提供</p> <p>福祉保健部<u>福祉保健企画課</u>は、災害救助法適用基準に該当した旨を、内閣府政策統括官(防災担当)被災者行政担当に情報提供する。</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<p>(5) 災害救助法適用に関する関係機関等への連絡・活動体制の確立 福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>は、災害救助法適用について該当市町村を公示するとともに、以下の関係機関等へ連絡し活動体制の確立を図る。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 災害救助実施体制</p> <p>(1) 県における体制</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 福祉保健部<u>地域福祉推進室</u></p> <p>4 応急救助の実施基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急救助の委任</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 情報提供</p> <p>(イ) (ロ) (略)</p> <p>(ハ) 企画調査班長は、各班長からの報告を救助の種類別に整理して委任されている救助の実施状況を掌握するとともに、その日の分をとりまとめて取りあえず電話等により福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>へ情報提供し、後日文書をもって情報提供するものとする。</p> <p>ハ (略)</p> <p>第6節 市町村への支援</p> <p>市町村行政の中枢が被害を受けその機能が麻痺した場合などにおいて、県は本節に記載する体制で市町村を支援することとする。</p>	<p>(5) 災害救助法適用に関する関係機関等への連絡・活動体制の確立 福祉保健部<u>福祉保健企画課</u>は、災害救助法適用について該当市町村を公示するとともに、以下の関係機関等へ連絡し活動体制の確立を図る。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 災害救助実施体制</p> <p>(1) 県における体制</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 福祉保健部<u>福祉保健企画課</u></p> <p>4 応急救助の実施基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急救助の委任</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 情報提供</p> <p>(イ) (ロ) (略)</p> <p>(ハ) 企画調査班長は、各班長からの報告を救助の種類別に整理して委任されている救助の実施状況を掌握するとともに、その日の分をとりまとめて取りあえず電話等により福祉保健部<u>福祉保健企画課</u>へ情報提供し、後日文書をもって情報提供するものとする。</p> <p>ハ (略)</p> <p>第6節 市町村への支援</p> <p>市町村行政の中枢が被害を受けその機能が麻痺した場合などにおいて、県は本節に記載する体制で市町村を支援することとする。</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<p>(略)</p> <p>被災市町村からの応援要請<総合調整室応急対策調整班></p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災市町村から応援要請があった場合 <ul style="list-style-type: none"> □被災市町村のニーズと応援可能市町村の調整・仲介 ○被災市町村が応援要請できない場合 <ul style="list-style-type: none"> □自主的に被災市町村のニーズと応援可能市町村の調整・仲介 □職務代理者を指名し、被災市町村の職務を代行 	<p>(略)</p> <p>被災市町村からの応援要請<総合調整室応急対策調整班、<u>受援・市町村支援室</u> <u>市町村支援班</u>></p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災市町村から応援要請があった場合 <ul style="list-style-type: none"> □被災市町村のニーズと応援可能市町村の調整・仲介 ○被災市町村が応援要請できない場合 <ul style="list-style-type: none"> □自主的に被災市町村のニーズと応援可能市町村の調整・仲介 □職務代理者を指名し、被災市町村の職務を代行
<p>1・2 (略)</p> <p>3 被災市町村からの応援要請</p> <p>(略)</p> <p>(1) 被災市町村から応援要請があった場合</p> <p>被災市町村の長が個別に他の市町村の長に対する応援要請をするいとまがなく、一括して知事に対して応援要請の依頼があった場合は、<u>県総務部</u>が窓口となり、上記2に定める地区災害対策本部職員、災害時緊急支援隊又は現地災害対策本部職員からの情報に基づき、被災市町村のニーズと応援可能市町村の調整・仲介を実施するものとする。</p> <p>(2) 被災市町村が応援要請できない場合</p> <p>被災市町村の長が応援要請を行うことができない状況にあると判断されるときは、<u>県総務部</u>が窓口となり、上記2に定める地区災害対策本部職員、災害時緊急支援隊又は現地災害対策本部職員からの情報に基づき、自主的に被災市町村のニーズと応援可能市町村の調整・仲介を実施するものとする。</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 被災市町村からの応援要請</p> <p>(略)</p> <p>(1) 被災市町村から応援要請があった場合</p> <p>被災市町村の長が個別に他の市町村の長に対する応援要請をするいとまがなく、一括して知事に対して応援要請の依頼があった場合は、<u>総合調整室</u>が窓口となり、上記2に定める地区災害対策本部職員、災害時緊急支援隊又は現地災害対策本部職員からの情報に基づき、被災市町村のニーズと応援可能市町村の調整・仲介を実施するものとする。</p> <p>(2) 被災市町村が応援要請できない場合</p> <p>被災市町村の長が応援要請を行うことができない状況にあると判断されるときは、<u>総合調整室</u>が窓口となり、上記2に定める地区災害対策本部職員、災害時緊急支援隊又は現地災害対策本部職員からの情報に基づき、自主的に被災市町村のニーズと応援可能市町村の調整・仲介を実施するものとする。</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<p>また、被災市町村の長などが所在不明の場合、知事が地方自治法第252条の17の8の規定に基づき、臨時代理者を指名し、上記2に定める地区災害対策本部職員又は現地災害対策本部職員からの情報に基づき、職員を派遣して臨時代理者を支えながら被災市町村の事務を代行する。</p> <p>4 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第7節 広域的な応援要請</p> <p>県内において大規模災害が発生し、県単独では応急対策等の実施が困難と認められる場合は、あらかじめ締結した応援協定等に基づき、この節の定めるところにより迅速・的確な応援要請の手続きを行う。</p>	<p>また、被災市町村の長などが所在不明の場合、知事が地方自治法第252条の17の8の規定に基づき、臨時代理者を指名し、上記2に定める地区災害対策本部職員又は現地災害対策本部職員からの情報に基づき、職員を派遣して臨時代理者を支えながら被災市町村の事務を代行する。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 <u>広域的な応援による市町村への支援</u></p> <p><u>県単独による市町村支援では応急対策等の実施が困難と認められる場合は、県は「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づく広域的な応援を要請するものとする。</u></p> <p><u>なお、九州・山口9県被災地支援対策本部による被災市町村への人的支援（職員派遣）が、カウンターパート方式により実施されることが決定した場合は、被災市町村における被害の程度や状況はもとより、どのような種類の応援がどの程度必要なのか等、支援に係る具体的な情報については、被災市町村、本県、応援担当県の三者間で共有し、迅速な支援開始を図ることとする。</u></p> <p><u>また、派遣が必要な職種・人数等の決定に当たっては、被災市町村、本県、応援担当県の三者による協議を経ることを原則とするが、緊急を要する場合等については、被災市町村と応援担当県による二者協議により決定することができるものとする。</u></p> <p>第7節 広域的な応援要請</p> <p>県内において大規模災害が発生し、県単独では応急対策等の実施が困難と認められる場合は、あらかじめ締結した応援協定等に基づき、この節の定めるところにより迅速・的確な応援要請の手続きを行う。</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<p style="text-align: right;">< >内は主に担当する班等</p> <p>□災害情報・被害情報の収集・分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ○総合調整室情報収集班室が収集した情報（第4節）の入手 ○総合調整室情報収集班室及び市町村の応急対策状況に関する情報（第6節）の入手 ○災害対策本部各部の応急対応能力の把握 ○広域応援要請の必要性と応援要請先についての検討 ○<u>検討結果を総合調整室広域応援対策班への報告</u> <p><u>*応援の申し出があった場合、逐次上記と同じ流れで申し出を受け入れるかどうかを検討する。</u></p> <p>広域応援要請が必要と判断される場合</p> <p>□<u>応援の受け入れ方法について検討<総合情報調整室庶務班・広域応援対策班、災害対策本部各部></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○第5節で得た情報を基に受け入れに当たっての交通ルートを検討 ○応援隊の集結場所、活動拠点、宿泊・給食等について検討 <p>□<u>応援要請<総務班、広域応援対策班></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○事前に応援協定等を締結している国・都道府県等へ応援要請 <p><u>(新設)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○他の防災関係機関へ応援要請 <p>□<u>関係市町村・地区災害対策本部・防災関係機関への連絡<総合調整室情報収集班></u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p style="text-align: right;">< >内は主に担当する班等</p> <p>□<u>広域応援要請の必要性を判断するための情報の収集・分析</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○総合調整室情報収集班室が収集した情報（第4節）の入手 ○総合調整室情報収集班が収集した市町村の応急対策状況に関する情報（第6節）の入手 ○災害対策本部各部及び被災市町村の応急対応能力の把握 ○広域応援要請の必要性の検討 <p><u>(削除)</u></p> <p>広域応援要請が必要と判断される場合</p> <p>□<u>応援の受け入れ体制の確保<受援・市町村支援室、災害対策本部各部></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○第4節で得た情報を基に受け入れに当たっての交通ルートを検討 ○応援隊の集結場所、活動拠点、宿泊・給食等について検討 <p>□<u>応援要請<受援・市町村支援室、人事課、防災局消防保安室></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○事前に応援協定等を締結している九州地方知事会（九州・山口9県被災地支援対策本部）等に対し応援を要請 ○国に対し災害対策基本法第29条、30条に基づく応援（職員派遣及び派遣あっせん）を要請 ○他の防災関係機関に対し応援（緊急消防援助隊等）を要請 <p><u>(削除)</u></p> <p><u>※震度6弱以上の地震発生時</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>リエゾンの受入れ（受援・市町村支援室）</u> <p><u>九州地方知事会（九州・山口9県被災地支援対策本部）等方派遣されるリ</u></p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<p>1 県における広域応援要請の実施</p> <p>(1) 組織体制</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>イ 大分県が応援要請を行う前に、他の都道府県等から応援の申し出を受けた場合、<u>総合調整室広域応援対策班</u>が窓口となり、担当部へ応援内容を伝達するとともに、担当部において受入れの可否を検討する。</p> <p>ロ 国において、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため政府調査団の派遣及び現地対策本部の設置がなされた場合は、総務班が窓口となって必要な調整を行うものとする。</p> <p>(2) 災害情報・被害情報の収集・分析</p> <p>イ 各部署は、総合調整室情報収集班室が収集した以下の情報を入手する。</p> <p>(イ) 災害情報・被害情報(第4節)</p> <p>(ロ) 市町村の応急対策状況に関する情報(第6節)</p> <p>ロ <u>総務班、広域応援対策班、消防保安室及び災害対策本部各部は、下記の(3)から(5)の広域応援要請の必要性と応援の要請先について検討する。</u></p> <p>(3) 他の都道府県等への応援要請</p> <p>イ 「九州・山口9県災害時応援協定」に基づく応援要請</p> <p>県単独では十分に応急対応や災害復旧・復興に関する対策が実施できない</p>	<p><u>エゾン(災害対策現地情報連絡員)の受入れ体制を確保</u></p> <p>1 県における広域応援要請の実施</p> <p>(1) 組織体制</p> <p>イ <u>受援・市町村支援室は、県単独では十分な応急対策ができない場合、「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づく広域的な応援を要請する。</u></p> <p>ロ 大分県が応援要請を行う前に、他の都道府県等から応援の申し出を受けた場合、<u>受援・市町村支援室</u>が窓口となり、担当部へ応援内容を伝達するとともに、担当部において受入れの可否を検討する。</p> <p>ハ 国において、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため政府調査団の派遣及び現地対策本部の設置等がなされた場合は、総務班が窓口となって必要な調整を行うものとする。</p> <p>(2) 災害情報・被害情報の収集・分析</p> <p>イ <u>受援・市町村支援室は、総合調整室情報収集班室が収集した以下の情報を入手する。</u></p> <p>(イ) 災害情報・被害情報(第4節)</p> <p>(ロ) 市町村の応急対策状況に関する情報(第6節)</p> <p>ロ <u>受援・市町村支援室は、上記イの情報を分析し、災害対策本部各部との協議を踏まえ、下記の(3)から(4)の広域応援要請の必要性について検討する。</u></p> <p>(3) 他の都道府県等への応援要請</p> <p>イ 「九州・山口9県災害時応援協定」に基づく応援要請</p> <p>県単独では十分に応急対応や災害復旧・復興に関する対策が実施できない</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<p>と認める場合には、上記の協定に基づき九州・山口各県（要請先：九州・山口9県被災地支援対策本部）に対し応援を要請する。</p> <p>（イ） 応援の要請</p> <p><u>総合調整室広域応援対策班は、上記の協定に基づき、九州・山口9県被災地支援対策本部に応援の要請を行う。</u></p> <p>（ロ） 応援要請の種類</p> <p>応援要請の種類は、次のとおりである。</p> <p>①職員の派遣</p> <p>②食料、飲料水及び生活必需品の提供</p> <p>③避難施設及び住宅の提供</p> <p>④緊急輸送路及び輸送手段の確保</p> <p>⑤医療支援</p> <p><u>（新規）</u></p> <p><u>（新規）</u></p> <p>⑥その他応援のため必要な事項</p> <p><u>ただし、被害が著しく、速やかに必要な応援要請内容の把握をすることが困難な場合には、九州・山口9県被災地支援対策本部に対して、応援要請地域を指定して応援を要請する。</u></p> <p>また、この協定に基づく応援によっても、十分な災害応急対策等が期</p>	<p>と認める場合には、上記の協定に基づき九州・山口各県（要請先：九州・山口9県被災地支援対策本部）に対し応援を要請する。</p> <p>（イ） 応援の要請</p> <p><u>受援・市町村支援室広域受援班は、上記の協定に基づき、災害の状況、応援を要請する地域及び必要とする応援の内容を明らかにして、（※協定第6条第1項より）九州・山口9県被災地支援対策本部に応援の要請を行う。</u></p> <p><u>この際、人的災害の数や避難所の数など被害状況に係る客観的な数値のほか、被災県庁及び被災市町村における行政機能確保状況（マンパワーの不足状況）等に係る情報も極力提供し、九州・山口9県被災地支援対策本部によるカウンターパート決定が迅速かつ効果的になされるよう配慮する。</u></p> <p>（ロ） 応援要請の種類</p> <p>応援要請の種類は、次のとおりである。</p> <p>①職員の派遣</p> <p>②食料、飲料水及び生活必需品の提供</p> <p>③避難施設及び住宅の提供</p> <p>④緊急輸送路及び輸送手段の確保</p> <p>⑤医療支援</p> <p>⑥物資集積拠点の確保</p> <p>⑦災害廃棄物の処理支援</p> <p>⑧その他応援のため必要な事項</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>また、この協定に基づく応援によっても、十分な災害応急対策等が期</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<p>待できないと判断される場合は、「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づき、九州・山口9県被災地支援対策本部から関西広域連合に応援要請することになる。</p> <p><u>この場合、可能な範囲において、下記の（ハ）及び（ニ）の事項を明らかにする必要がある。</u></p> <p><u>（ハ） 応援の要請</u></p> <p>①被害の状況</p> <p>②応援を要請する内容</p> <p>③応援を要請する地域及び当該地域までの経路</p> <p>④その他応援にあたって留意すべき事項</p> <p><u>（ニ） 応援要請の種類</u></p> <p><u>上記（ロ）に加えて「資機材の提供」</u></p> <p>ロ「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく応援要請</p> <p>上記イの応援によっても、十分な災害応急対策等が期待できないと判断される場合は、<u>他のブロック知事会を構成する都道府県</u>に対し、全国知事会を通じて、広域応援を要請する。</p> <p>（イ） 応援の要請</p> <p><u>総合調整室広域応援対策班は、上記の協定に基づき、全国知事会の九州地方知事会ブロックの幹事である、九州・山口9県被災地支援対策本部に対し、次の事項を明らかにして応援を要請する。</u></p> <p>①資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量</p> <p>②施設、提供業務の種類又はあっせんの内容</p> <p>③職種及び人数</p> <p>④応援区域又は場所及びそれに至る経路</p>	<p>待できないと判断される場合は、「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づき、九州・山口9県被災地支援対策本部から関西広域連合に応援要請する。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>ロ「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく応援要請</p> <p>上記イの応援によっても、十分な災害応急対策等が実施できないと判断される場合は、<u>他都道府県</u>に対し、全国知事会を通じて、広域応援を要請する。</p> <p>（イ） 応援の要請</p> <p><u>受援・市町村支援室広域受援班は、上記の協定に基づき、全国知事会の九州地方知事会ブロックの幹事である、九州・山口9県被災地支援対策本部に対し、次の事項を明らかにして応援を要請する。</u></p> <p>①資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量</p> <p>②施設、提供業務の種類又はあっせんの内容</p> <p>③職種及び人数</p> <p>④応援区域又は場所及びそれに至る経路</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<p>⑤応援期間（見込みを含む）</p> <p>⑥前各号に定めるものの他必要な事項</p> <p>（ロ）応援要請の種類</p> <p>①被災地における救援・救護</p> <p>②災害応急・復旧対策</p> <p>③復興に係る人的物的支援</p> <p>④施設若しくは業務の提供またはそれらのあっせん</p> <p>ハ「九州地方における大規模な災害時の応援に関する書」に基づく応援要請機動性に優れた排水ポンプ車、照明車、衛星通信車、応急組み立て橋等の災害対策用車両等を保有する九州地方整備局に応援要請を行う。</p> <p>（4）・（5）（略）</p> <p>2 応援の受け入れ</p> <p>（1）連絡体制の確保</p> <p><u>総合調整室広域応援対策班は、応援要請が必要になると予測される災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、応急対策調整班の指示により、国及び九州・山口9県被災地支援対策本部に通報する。</u></p> <p>（2）受け入れ体制の確保</p> <p>イ 応援要請を行うに当たり、<u>広域応援対策班は、総務班、広域応援対策班と通信・輸送部輸送・調整班等と協議の上、以下の点について検討、整理し、県総務部へ通知する。</u></p> <p>（イ）道路や交通機関の被災状況、運行状況</p> <p>（ロ）応援隊の集結場所、活動拠点、宿泊、給食等</p> <p>ロ <u>県総務部は、人的支援の要請先に対し上記イにより通知された情報を提供する。</u></p>	<p>⑤応援期間（見込みを含む）</p> <p>⑥前各号に定めるものの他必要な事項</p> <p>（ロ）応援要請の種類</p> <p>①被災地における<u>住民の避難、被災者等の救援・救護</u></p> <p>②災害応急・復旧対策に係る<u>人的・物的支援</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p>③施設若しくは業務の提供又はそれらの<u>斡旋</u></p> <p>ハ「九州地方における大規模な災害時の応援に関する書」に基づく応援要請機動性に優れた排水ポンプ車、照明車、衛星通信車、応急組み立て橋等の災害対策用車両等を保有する九州地方整備局に応援要請を行う。</p> <p>（4）・（5）（略）</p> <p>2 応援の受け入れ</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>（1）受け入れ体制の確保</p> <p>イ 応援要請を行うに当たり、<u>受援・市町村支援室広域受援班は、総合調整室、災害対策本部各部等と協議の上、以下の点について検討、整理し、県総務部へ通知する。</u></p> <p>（イ）道路や交通機関の被災状況、運行状況</p> <p>（ロ）応援隊の集結場所、活動拠点、宿泊、給食等</p> <p><u>（削除）</u></p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<p>ハ 総合調整室情報収集班は、関係市町村、地区本部、防災関係機関へ応援要請を行ったことを連絡する。</p> <p>(3) 経費の負担</p> <p>応援に要した経費は、原則として応援を受けた県の負担とする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第8節 (略)</p> <p>第9節 自衛隊の災害派遣体制の確立</p> <p>自衛隊の災害派遣が必要と判断された場合</p> <p>○派遣要請</p> <p><知事(不在等の場合、順位は副知事、生活環境部防災局長、生活環境部危機管理監)></p> <p><input type="checkbox"/>自衛隊指定部隊の長等へ連絡</p> <p><知事(不在等の場合、順位は副知事、生活環境部防災局長、生活環境部危機管理監、生活環境部防災局防災危機管理課長)></p> <p><input type="checkbox"/>第4節で得た被害情報、交通情報等を連絡<総合調整室情報収集班></p> <p><input type="checkbox"/>活動拠点、宿泊・給食の可能性について連絡<総務班></p> <p>1 (略)</p>	<p>ロ 総合調整室情報収集班は、関係市町村、地区本部、防災関係機関へ応援要請を行ったことを連絡する。</p> <p>(3) 経費の負担</p> <p>応援に要した経費は、原則として応援を受けた県の負担とする。</p> <p>(4) <u>リエゾン(災害対策現地情報連絡員)の受入れ</u></p> <p><u>震度6弱以上の地震発生時は、九州地方知事会(九州・山口9県被災地支援対策本部)等方リエゾン(災害対策現地情報連絡員)が派遣されるため、別に定める「大規模災害時受援・応援マニュアル(総務部)」により、受入体制を確保する。</u></p> <p><u>各団体のリエゾン発動基準</u></p> <p><u>震度6弱以上・・・九州地方知事会、全国知事会</u></p> <p><u>震度6強以上・・・関西広域連合</u></p> <p>第8節 (略)</p> <p>第9節 自衛隊の災害派遣体制の確立</p> <p>自衛隊の災害派遣が必要と判断された場合</p> <p>○派遣要請</p> <p><知事(不在等の場合、順位は副知事、生活環境部防災局長、生活環境部<u>防災危機管理監</u>)></p> <p><input type="checkbox"/>自衛隊指定部隊の長等へ連絡</p> <p><知事(不在等の場合、順位は副知事、生活環境部防災局長、生活環境部<u>防災危機管理監</u>、生活環境部防災局<u>防災対策企画課長</u>)></p> <p><input type="checkbox"/>第4節で得た被害情報、交通情報等を連絡<総合調整室情報収集班></p> <p><input type="checkbox"/>活動拠点、宿泊・給食の可能性について連絡<総務班></p> <p>1 (略)</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後																																																																																
<p>2 自衛隊の災害派遣要請系統及び派遣要請先等</p> <p>(1)</p> <p>(2) 要請先等</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>要請先等</th> <th>連絡方法等</th> <th>指定部隊等の長</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上 第41普通科連隊 第3科 (別府駐屯地)</td> <td>別府市大鶴見4548-143 TEL 0977-22-4311 内線234, 302 FAX 0977-23-3433 防7-852</td> <td>連隊長</td> <td>大分県の北部、東部(大分、別府、宇佐、中津、豊後高田、杵築、臼杵、津久見、国東の各市及び姫島村)を管轄</td> </tr> <tr> <td>自衛隊 西部方面特科隊 第3科 (湯布院駐屯地)</td> <td>大分郡湯布院町川上 TEL 0977-84-2111 内線235, 302 FAX 0977-84-2111</td> <td>隊長</td> <td>大分県の南部(佐伯、竹田、豊後大野、由布の各市)を管轄</td> </tr> <tr> <td>自衛隊 第4戦車大隊 第3係 (玖珠駐屯地)</td> <td>玖珠郡玖珠町帆足2494 TEL 09737-2-1116 内線235, 302 FAX 09737-2-1116</td> <td>大隊長</td> <td>大分県の西部(日田市及び玖珠郡)を管轄</td> </tr> <tr> <td>自衛隊 第4師団 第3部防衛班 (福岡駐屯地)</td> <td>福岡県春日市大和町5-12 TEL 092-591-1020 内線5233</td> <td>師団長</td> <td>九州北部4県(大分県含む)全域</td> </tr> <tr> <td>自衛隊 西部方面総監部 防衛部防衛課運用班 (健軍駐屯地)</td> <td>熊本県熊本市東町1-1-1 TEL 096-368-5111 内線2256, 2257</td> <td>總監</td> <td>九州・沖縄(大分県含む)全域</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊 呉地方総監部 防衛部第3幕僚室</td> <td>広島県呉市幸町8-1 TEL 0823-22-5511 内線2444 22-5680(直通) 22-5692(直通) (FAXは、電話連絡時に指定する番号)</td> <td>總監</td> <td>大分県沿岸部全域を管轄</td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊 西部航空方面隊司令部 防衛部運用課</td> <td>福岡県春日市原町3-1-1 TEL 092-581-4031 内線2344, 2346 FAX 092-581-4031 内線5903</td> <td>司令官</td> <td>大分県全域を管轄</td> </tr> <tr> <td>地本等 自衛隊 大分地方協力本部 総務課</td> <td>大分市新川町2-1-36 TEL 097-536-6271</td> <td>本部長</td> <td>緊急の場合等における連絡先</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊 佐伯基地分遣隊 警備科</td> <td>佐伯市鶴谷区 TEL 0972-22-0370</td> <td>隊長</td> <td>呉地方総監部との連絡調整</td> </tr> </tbody> </table>	要請先等	連絡方法等	指定部隊等の長	備考	陸上 第41普通科連隊 第3科 (別府駐屯地)	別府市大鶴見4548-143 TEL 0977-22-4311 内線234, 302 FAX 0977-23-3433 防7-852	連隊長	大分県の北部、東部(大分、別府、宇佐、中津、豊後高田、杵築、臼杵、津久見、国東の各市及び姫島村)を管轄	自衛隊 西部方面特科隊 第3科 (湯布院駐屯地)	大分郡湯布院町川上 TEL 0977-84-2111 内線235, 302 FAX 0977-84-2111	隊長	大分県の南部(佐伯、竹田、豊後大野、由布の各市)を管轄	自衛隊 第4戦車大隊 第3係 (玖珠駐屯地)	玖珠郡玖珠町帆足2494 TEL 09737-2-1116 内線235, 302 FAX 09737-2-1116	大隊長	大分県の西部(日田市及び玖珠郡)を管轄	自衛隊 第4師団 第3部防衛班 (福岡駐屯地)	福岡県春日市大和町5-12 TEL 092-591-1020 内線5233	師団長	九州北部4県(大分県含む)全域	自衛隊 西部方面総監部 防衛部防衛課運用班 (健軍駐屯地)	熊本県熊本市東町1-1-1 TEL 096-368-5111 内線2256, 2257	總監	九州・沖縄(大分県含む)全域	海上自衛隊 呉地方総監部 防衛部第3幕僚室	広島県呉市幸町8-1 TEL 0823-22-5511 内線2444 22-5680(直通) 22-5692(直通) (FAXは、電話連絡時に指定する番号)	總監	大分県沿岸部全域を管轄	航空自衛隊 西部航空方面隊司令部 防衛部運用課	福岡県春日市原町3-1-1 TEL 092-581-4031 内線2344, 2346 FAX 092-581-4031 内線5903	司令官	大分県全域を管轄	地本等 自衛隊 大分地方協力本部 総務課	大分市新川町2-1-36 TEL 097-536-6271	本部長	緊急の場合等における連絡先	海上自衛隊 佐伯基地分遣隊 警備科	佐伯市鶴谷区 TEL 0972-22-0370	隊長	呉地方総監部との連絡調整	<p>2 自衛隊の災害派遣要請系統及び派遣要請先等</p> <p>(1)</p> <p>(2) 要請先等</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>要請先等</th> <th>連絡方法等</th> <th>指定部隊等の長</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上 第41普通科連隊 第3科 (別府駐屯地)</td> <td>別府市大鶴見4548-143 TEL 0977-22-4311 内線234, 302 FAX 0977-23-3433 防7-852</td> <td>連隊長</td> <td>大分県の北部、東部(大分、別府、宇佐、中津、豊後高田、杵築、臼杵、津久見、国東の各市及び姫島村)を管轄</td> </tr> <tr> <td>自衛隊 西部方面特科隊 第3科 (湯布院駐屯地)</td> <td>由布市湯布院町川上941 TEL 0977-84-2111 内線239, 302 FAX 0977-84-2111</td> <td>隊長</td> <td>大分県の南部(佐伯、竹田、豊後大野、由布の各市)を管轄</td> </tr> <tr> <td>自衛隊 西部方面戦車隊 第3科 (玖珠駐屯地)</td> <td>玖珠郡玖珠町帆足2494 TEL 0973-72-1116 内線235, 302 FAX 09737-2-1116</td> <td>大隊長</td> <td>大分県の西部(日田市及び玖珠郡)を管轄</td> </tr> <tr> <td>自衛隊 第4師団 第3部防衛班 (福岡駐屯地)</td> <td>福岡県春日市大和町5-12 TEL 092-591-1020 内線5233</td> <td>師団長</td> <td>九州北部4県(大分県含む)全域</td> </tr> <tr> <td>自衛隊 西部方面総監部 防衛部防衛課運用班 (健軍駐屯地)</td> <td>熊本県熊本市東町1-1-1 TEL 096-368-5111 内線2256, 2257</td> <td>總監</td> <td>九州・沖縄(大分県含む)全域</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊 呉地方総監部 防衛部第3幕僚室</td> <td>広島県呉市幸町8-1 TEL 0823-22-5511 内線2444 22-5680(直通) 22-5692(直通) (FAXは、電話連絡時に指定する番号)</td> <td>總監</td> <td>大分県沿岸部全域を管轄</td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊 西部航空方面隊司令部 防衛部運用課</td> <td>福岡県春日市原町3-1-1 TEL 092-581-4031 内線2344, 2346 FAX 092-581-4031 内線5903</td> <td>司令官</td> <td>大分県全域を管轄</td> </tr> <tr> <td>地本等 自衛隊 大分地方協力本部 総務課</td> <td>大分市新川町2-1-36 TEL 097-536-6271</td> <td>本部長</td> <td>緊急の場合等における連絡先</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊 佐伯基地分遣隊 警備科</td> <td>佐伯市鶴谷町3-3-37 TEL 0972-22-0370 内線217</td> <td>隊長</td> <td>呉地方総監部との連絡調整</td> </tr> </tbody> </table>	要請先等	連絡方法等	指定部隊等の長	備考	陸上 第41普通科連隊 第3科 (別府駐屯地)	別府市大鶴見4548-143 TEL 0977-22-4311 内線234, 302 FAX 0977-23-3433 防7-852	連隊長	大分県の北部、東部(大分、別府、宇佐、中津、豊後高田、杵築、臼杵、津久見、国東の各市及び姫島村)を管轄	自衛隊 西部方面特科隊 第3科 (湯布院駐屯地)	由布市湯布院町川上941 TEL 0977-84-2111 内線239, 302 FAX 0977-84-2111	隊長	大分県の南部(佐伯、竹田、豊後大野、由布の各市)を管轄	自衛隊 西部方面戦車隊 第3科 (玖珠駐屯地)	玖珠郡玖珠町帆足2494 TEL 0973-72-1116 内線235, 302 FAX 09737-2-1116	大隊長	大分県の西部(日田市及び玖珠郡)を管轄	自衛隊 第4師団 第3部防衛班 (福岡駐屯地)	福岡県春日市大和町5-12 TEL 092-591-1020 内線5233	師団長	九州北部4県(大分県含む)全域	自衛隊 西部方面総監部 防衛部防衛課運用班 (健軍駐屯地)	熊本県熊本市東町1-1-1 TEL 096-368-5111 内線2256, 2257	總監	九州・沖縄(大分県含む)全域	海上自衛隊 呉地方総監部 防衛部第3幕僚室	広島県呉市幸町8-1 TEL 0823-22-5511 内線2444 22-5680(直通) 22-5692(直通) (FAXは、電話連絡時に指定する番号)	總監	大分県沿岸部全域を管轄	航空自衛隊 西部航空方面隊司令部 防衛部運用課	福岡県春日市原町3-1-1 TEL 092-581-4031 内線2344, 2346 FAX 092-581-4031 内線5903	司令官	大分県全域を管轄	地本等 自衛隊 大分地方協力本部 総務課	大分市新川町2-1-36 TEL 097-536-6271	本部長	緊急の場合等における連絡先	海上自衛隊 佐伯基地分遣隊 警備科	佐伯市鶴谷町3-3-37 TEL 0972-22-0370 内線217	隊長	呉地方総監部との連絡調整
要請先等	連絡方法等	指定部隊等の長	備考																																																																														
陸上 第41普通科連隊 第3科 (別府駐屯地)	別府市大鶴見4548-143 TEL 0977-22-4311 内線234, 302 FAX 0977-23-3433 防7-852	連隊長	大分県の北部、東部(大分、別府、宇佐、中津、豊後高田、杵築、臼杵、津久見、国東の各市及び姫島村)を管轄																																																																														
自衛隊 西部方面特科隊 第3科 (湯布院駐屯地)	大分郡湯布院町川上 TEL 0977-84-2111 内線235, 302 FAX 0977-84-2111	隊長	大分県の南部(佐伯、竹田、豊後大野、由布の各市)を管轄																																																																														
自衛隊 第4戦車大隊 第3係 (玖珠駐屯地)	玖珠郡玖珠町帆足2494 TEL 09737-2-1116 内線235, 302 FAX 09737-2-1116	大隊長	大分県の西部(日田市及び玖珠郡)を管轄																																																																														
自衛隊 第4師団 第3部防衛班 (福岡駐屯地)	福岡県春日市大和町5-12 TEL 092-591-1020 内線5233	師団長	九州北部4県(大分県含む)全域																																																																														
自衛隊 西部方面総監部 防衛部防衛課運用班 (健軍駐屯地)	熊本県熊本市東町1-1-1 TEL 096-368-5111 内線2256, 2257	總監	九州・沖縄(大分県含む)全域																																																																														
海上自衛隊 呉地方総監部 防衛部第3幕僚室	広島県呉市幸町8-1 TEL 0823-22-5511 内線2444 22-5680(直通) 22-5692(直通) (FAXは、電話連絡時に指定する番号)	總監	大分県沿岸部全域を管轄																																																																														
航空自衛隊 西部航空方面隊司令部 防衛部運用課	福岡県春日市原町3-1-1 TEL 092-581-4031 内線2344, 2346 FAX 092-581-4031 内線5903	司令官	大分県全域を管轄																																																																														
地本等 自衛隊 大分地方協力本部 総務課	大分市新川町2-1-36 TEL 097-536-6271	本部長	緊急の場合等における連絡先																																																																														
海上自衛隊 佐伯基地分遣隊 警備科	佐伯市鶴谷区 TEL 0972-22-0370	隊長	呉地方総監部との連絡調整																																																																														
要請先等	連絡方法等	指定部隊等の長	備考																																																																														
陸上 第41普通科連隊 第3科 (別府駐屯地)	別府市大鶴見4548-143 TEL 0977-22-4311 内線234, 302 FAX 0977-23-3433 防7-852	連隊長	大分県の北部、東部(大分、別府、宇佐、中津、豊後高田、杵築、臼杵、津久見、国東の各市及び姫島村)を管轄																																																																														
自衛隊 西部方面特科隊 第3科 (湯布院駐屯地)	由布市湯布院町川上941 TEL 0977-84-2111 内線239, 302 FAX 0977-84-2111	隊長	大分県の南部(佐伯、竹田、豊後大野、由布の各市)を管轄																																																																														
自衛隊 西部方面戦車隊 第3科 (玖珠駐屯地)	玖珠郡玖珠町帆足2494 TEL 0973-72-1116 内線235, 302 FAX 09737-2-1116	大隊長	大分県の西部(日田市及び玖珠郡)を管轄																																																																														
自衛隊 第4師団 第3部防衛班 (福岡駐屯地)	福岡県春日市大和町5-12 TEL 092-591-1020 内線5233	師団長	九州北部4県(大分県含む)全域																																																																														
自衛隊 西部方面総監部 防衛部防衛課運用班 (健軍駐屯地)	熊本県熊本市東町1-1-1 TEL 096-368-5111 内線2256, 2257	總監	九州・沖縄(大分県含む)全域																																																																														
海上自衛隊 呉地方総監部 防衛部第3幕僚室	広島県呉市幸町8-1 TEL 0823-22-5511 内線2444 22-5680(直通) 22-5692(直通) (FAXは、電話連絡時に指定する番号)	總監	大分県沿岸部全域を管轄																																																																														
航空自衛隊 西部航空方面隊司令部 防衛部運用課	福岡県春日市原町3-1-1 TEL 092-581-4031 内線2344, 2346 FAX 092-581-4031 内線5903	司令官	大分県全域を管轄																																																																														
地本等 自衛隊 大分地方協力本部 総務課	大分市新川町2-1-36 TEL 097-536-6271	本部長	緊急の場合等における連絡先																																																																														
海上自衛隊 佐伯基地分遣隊 警備科	佐伯市鶴谷町3-3-37 TEL 0972-22-0370 内線217	隊長	呉地方総監部との連絡調整																																																																														

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

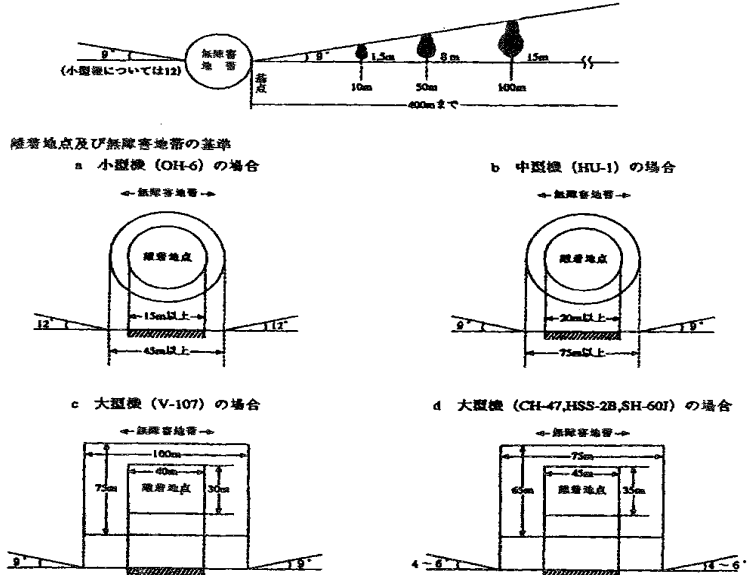
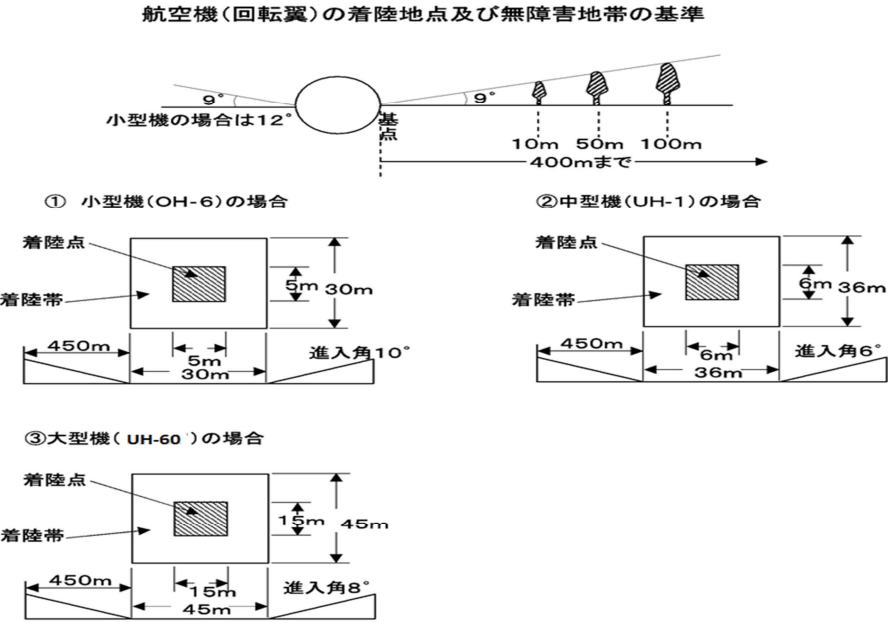
第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<p>(3) 要請連絡先及び連絡方法</p> <p>イ 生活環境部<u>防災対策室</u> : 大分市大手町 3-1-1 (略)</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>3 自衛隊の災害派遣に係る県の措置</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 派遣要請</p> <p>イ 知事が、(2)を踏まえ自衛隊へ災害派遣要請を行う場合の要請先は、小規模及び中規模災害の場合においては隊区担任部隊長、大規模災害の場合においては第41 普通科連隊長又は上級部隊長とする。</p> <p>なお、知事が不在等の場合は、副知事、生活環境部防災局長、生活環境部<u>危機管理監</u>、生活環境部<u>防災対策室長</u>の順位で知事の職務を代行するものとする。</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>4 (3)ニ</p> <p>下記基準を満たす地積(ヘリポート)を確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施する。</p>	<p>(3) 要請連絡先及び連絡方法</p> <p>イ 生活環境部<u>防災対策企画課</u> : 大分市大手町 3-1-1 (略)</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>3 自衛隊の災害派遣に係る県の措置</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 派遣要請</p> <p>イ 知事が、(2)を踏まえ自衛隊へ災害派遣要請を行う場合の要請先は、小規模及び中規模災害の場合においては隊区担任部隊長、大規模災害の場合においては第41 普通科連隊長又は上級部隊長とする。</p> <p>なお、知事が不在等の場合は、副知事、生活環境部防災局長、生活環境部<u>防災危機管理監</u>、生活環境部<u>防災対策企画課長</u>の順位で知事の職務を代行するものとする。</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>4 (3)ニ</p> <p>下記基準を満たす地積(ヘリポート)を確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施する。</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">改正前</p>  <p>着陸地点及び無障害地帯の基準</p> <p>a 小型機 (OH-6) の場合</p> <p>b 中型機 (HU-1) の場合</p> <p>c 大型機 (V-107) の場合</p> <p>d 大型機 (CH-47, HSS-2B, SH-60F) の場合</p> <p>5～7 (略)</p> <p>第10節 他機関に対する応援要請</p> <p>1 災害応急対策の実施に必要な協力を求めるため、県が他の都道府県、防災関係機関等と締結している主な応援協定・覚書等は以下のとおりである。 県は、必要があると認めるときは、これらの協定等に基づいて応援を要請するものとする。</p> <p>(1) 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定</p> <p>(2) 九州・山口9県災害時応援協定 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">改正後</p> <p style="text-align: center;">航空機(回転翼)の着陸地点及び無障害地帯の基準</p>  <p>小型機の場合は12°</p> <p>① 小型機(OH-6)の場合</p> <p>② 中型機(UH-1)の場合</p> <p>③ 大型機(UH-60)の場合</p> <p>5～7 (略)</p> <p>第10節 他機関に対する応援要請</p> <p>1 災害応急対策の実施に必要な協力を求めるため、県が他の都道府県、防災関係機関等と締結している主な応援協定・覚書等は以下のとおりである。 県は、必要があると認めるときは、これらの協定等に基づいて応援を要請するものとする。</p> <p>(1) 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定</p> <p>(2) 九州・山口9県災害時応援協定</p> <p>(3) 九州・山口9県における災害廃棄物処理等に係る相互応援協定</p> <p>(4) 九州・山口9県災害時愛護動物救援応援協定</p> <p>(5) 陸上自衛隊西部方面隊と九州地方知事会との相互協力に関する協定</p> <p>(6) 関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<p>(3) 関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定</p> <p>(4) 大分県及び市町村相互間の災害時応援協定</p> <p>(5) 九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定</p> <p>(6) 防災消防ヘリコプター相互応援協定</p> <p>(7) 大分県防災ヘリコプター応援協定</p> <p>(8) 大分県が所有する防災ヘリコプターにおいて撮影した映像の提供及び使用についての覚書</p> <p>(9) 防災画像情報の相互協定に関する協定</p> <p>(10) 災害時における放送要請に関する協定</p> <p>(11) 災害時における円滑な通行の確保等に関する協定</p> <p>(12) 大規模災害時における相互協力に関する協定</p> <p>(13) 緊急・救援輸送に関する協定</p> <p>(14) 大分DMATの派遣に関する協定</p> <p>(15) 災害時の医療救護に関する協定</p> <p>(16) 災害時における医薬品等の供給等に関する協定</p> <p>(17) 災害時における医療用具等の供給等に関する協定</p> <p><u>(並び順の変更)</u></p> <p>(新設)</p> <p>(18) 緊急給水車による支援活動に関する契約書</p> <p>(19) 災害時における生活必需物資の供給に関する協定</p> <p>(20) 災害時における食料の調達に関する協定</p> <p>(21) 災害時における木材物資の調達に関する協定</p> <p>(22) 災害時における県民生活の安定に関する基本協定</p> <p>(23) 災害時における被災者の支援及び燃料の優先供給に関する基本協定</p> <p>(24) 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定</p> <p>(25) 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定</p> <p>(26) 災害時における緊急作業等に関する協定</p> <p>(27) 土砂災害防止のための活動に関する協定</p> <p>(28) 大分県産業廃棄物処理の応援に関する協定</p> <p>(29) 大分県災害医療コーディネーターの派遣に関する協定</p>	<p>(7) 大分県及び市町村相互間の災害時応援協定</p> <p>(8) 九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定</p> <p>(9) 防災消防ヘリコプター相互応援協定</p> <p>(10) 大分県防災ヘリコプター応援協定</p> <p>(11) 大分県が所有する防災ヘリコプターにおいて撮影した映像の提供及び使用についての覚書</p> <p>(12) 防災画像情報の相互協定に関する協定</p> <p>(13) 災害時における放送要請に関する協定</p> <p>(14) 災害時における円滑な通行の確保等に関する協定</p> <p>(15) 大規模災害時における相互協力に関する協定</p> <p>(16) 緊急・救援輸送に関する協定</p> <p>(17) 大分DMATの派遣に関する協定</p> <p>(18) 災害時の医療救護に関する協定</p> <p>(19) 災害時における医薬品等の供給等に関する協定</p> <p>(20) 災害時における医療用具等の供給等に関する協定</p> <p>(21) 大分県災害医療コーディネーターの派遣に関する協定</p> <p>(22) 大分県災害時小児周産期リエゾンの派遣に関する協定</p> <p>(23) 緊急給水車による支援活動に関する契約書</p> <p>(24) 災害時における生活必需物資の供給に関する協定</p> <p>(25) 災害時における食料の調達に関する協定</p> <p>(26) 災害時における木材物資の調達に関する協定</p> <p>(27) 災害時における県民生活の安定に関する基本協定</p> <p>(28) 災害時における被災者の支援及び燃料の優先供給に関する基本協定</p> <p>(29) 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定</p> <p>(30) 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定</p> <p>(31) 災害時における緊急作業等に関する協定</p> <p>(32) 土砂災害防止のための活動に関する協定</p> <p>(33) 大分県産業廃棄物処理の応援に関する協定</p> <p><u>(並び順の変更)</u></p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<p>2～7 (略)</p> <p>第11節 (略)</p> <p>第12節 ボランティアとの連携 (略)</p> <p>1 基本方針 (略)</p> <p>2 <u>県の組織体制</u> 災害発生時から復旧期までボランティア活動を円滑かつ効果的に支援するための総合調整窓口として、県災害対策本部被災者救援部に「ボランティア調整班(以下「班」という)」を設置する。</p> <p><u>(1) 班の構成機関等</u> 県、社会福祉法人大分県社会福祉協議会(以下「県社協」という)で構成し、県が班を総括する。</p> <p><u>(2) 班の役割</u> イ (略) ロ <u>広報・情報発信班を通じて報道機関等への情報提供及びボランティア活動関係の広報を行う。</u></p>	<p>2～7 (略)</p> <p>第11節 (略)</p> <p>第12節 ボランティアとの連携 (略)</p> <p>1 基本方針 (略)</p> <p>2 <u>県及び県災害ボランティアセンターの体制</u> 災害発生時から復旧期までボランティアが円滑かつ効果的に活動できるための総合調整窓口として、県災害対策本部被災者救援部にボランティア調整班を設置する。<u>ボランティア調整班は、災害発生後直ちに、大分県社会福祉協議会(以下「県社協」という)事務局内に設置される「県災害ボランティアセンター」に班員を派遣のうえ、県社協と一体となって県災害ボランティアセンターを組織し、被災市町村と連携のうえで現地災害ボランティアセンターの設置運営を支援するとともに、様々な連絡調整や県全体の状況把握、情報発信等を統括的に行う。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>3 <u>県災害ボランティアセンター及び班の役割</u> イ 県内におけるボランティア活動に係る情報の集中化・一元化を行う。 ロ 報道機関等への情報提供及びボランティア活動関係の広報を行う。</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<p>ハ 被災地や被災者のボランティアニーズを把握するとともに、<u>県社協の協力を得ながら</u>県外から参加するボランティア・NPO等の受入に関する総合調整を行う。</p> <p>ニ <u>災害発生後直ちに、県社協事務局内に設置される「県社協災害ボランティアセンター」に対し、連絡調整のため班員を派遣する。また、必要に応じて県社協災害ボランティアセンターから連絡調整のための職員を受け入れるとともに、ボランティア関係団体に対しても同様の対応を行う。</u></p> <p>ホ 大分県の標準マニュアルである『大分県災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル』を受けて、各市町村が定めるマニュアルに基づき、市町村社協などが設置する現地災害ボランティアセンターへ地区災害対策本部被災者支援班を派遣し、また、必要に応じて現地災害ボランティアセンターから<u>連絡調整のための職員を受け入れ、ボランティアニーズ等の情報収集を通じて現地活動の後方支援を行う。</u></p> <p>ヘ 公共機関・ライフラインの復旧状況や行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報について、<u>適時・的確に県社協災害ボランティアセンター及び現地災害ボランティアセンター等に提供する。</u></p> <p>ト 被害が甚大で、災害ボランティアセンターの設置が困難な地域については市町村等からの要請に基づき、<u>県社協が中心となって現地災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動の支援を行う。また、県職員の派遣も上記ホに準じて行う。</u></p> <p>チ ボランティア・NPO等が被災地もしくはその周辺で独自に活動拠点を設置する場合には、<u>現地災害ボランティアセンターと調整のうえ、場所の提供に努めるとともに、上記へに準じて情報提供を行う。</u></p> <p>リ <u>ボランティア活動に必要な各種資機材については、大分県災害ボランティアネットワーク連絡協議会などの協力を得ながら、被災地及び被災者の状況</u></p>	<p>ハ 被災地や被災者のボランティアニーズを把握するとともに、<u>県外から参加するボランティア・NPO等の受入に関する総合調整を行う。</u></p> <p>ニ <u>現地災害ボランティアセンターの機能を強化し効率的な運営を実現するため、広域的な応援を迅速かつ効率的に受け入れる体制を構築する。大規模災害においては、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOD）等による支援の総合調整を行う。</u></p> <p>ホ 大分県の標準マニュアルである「大分県災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を受けて、各市町村が定めるマニュアルに基づき、市町村社協などが設置する現地災害ボランティアセンターへ地区災害対策本部被災者救援班員を派遣し、<u>現地活動の支援を行う。</u></p> <p>ヘ 公共機関・ライフラインの復旧状況や行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報について、<u>適時・的確に現地災害ボランティアセンター等に提供する。</u></p> <p>ト 被害が甚大で、災害ボランティアセンターの設置が困難な地域については市町村等からの要請に基づき、<u>県社協が中心となって現地災害ボランティアセンターを設置し、県職員の派遣も上記ホに準じて行う。</u></p> <p>チ ボランティア・NPO等が被災地もしくはその周辺で独自に活動拠点を設置する場合には、<u>現地災害ボランティアセンターと連携の調整を行う。</u></p> <p>リ <u>現地災害ボランティアセンターの運営や活動に必要な各種資機材については、被災地及び被災者の状況等を勘案し、県保有分を速やかに現地災害ボランティアセンターに搬入するとともに、その他必要分については、各種支援</u></p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<p>等を勘案して提供するよう努める。</p> <p>(3) ボランティア・NPO等の受入及び配置</p> <p>イ ボランティア・NPO等の受入及び配置については、<u>現地災害ボランティアセンターが、班及び県社協災害ボランティアセンターと情報を共有し、連携を図りながら適切に行う。</u></p> <p>ロ ボランティア・NPO等の受入及び配置にあたっては、<u>被災地や被災者のニーズとミスマッチが起きないように留意するとともに、ニーズを効率的に調査・集計する仕組みを構築する。</u></p> <p>また、<u>ボランティアの善意を効果的に活かせるよう、その専門性や特性等に配慮して適切に行う。</u></p> <p>○ <u>専門ボランティア・NPO活動例</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>医師、看護師等の医療行為、重度要介護者等への救護</u> ・<u>被災者の健康管理やカウンセリング</u> ・<u>災害応急対策物資など資財の輸送</u> ・<u>被災建築物の応急危険度判定や急傾斜地の危険度判定</u> ・<u>外国人に対する通訳</u> ・<u>歴史資料の救出や修復</u> ・<u>その他災害救助活動等に関して専門的な資格や技術などを要する活動</u> <p>○ <u>一般ボランティア・NPO活動例</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>炊き出し等食事の提供</u> ・<u>救援物資の搬入、仕分及び配布</u> ・<u>避難生活者への支援（高齢者、障がい者等の安否確認や食料・飲料水など生活必需品の提供）</u> ・<u>在宅避難者への支援（高齢者、障がい者等の安否確認や食料・飲料水など生活必需品の提供）</u> 	<p><u>団体等の協力を得てその調達に努める。</u></p> <p>(削除)</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<p> <u>・清掃作業及び簡易な防疫作業</u> <u>・危険を伴わない範囲での片付け作業</u> <u>・その他被災者の生活支援に関する活動</u> </p> <p>(4) ボランティア・NPO等の安全確保等</p> <p><u>現地災害ボランティアセンターは、班及び県社協災害ボランティアセンターと連携してボランティア活動の安全確保に努めるとともに、ボランティアの健康管理に十分配慮する。</u></p> <p><u>また、ボランティアへボランティア保険への加入を推奨することとする。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>4 <u>現地災害ボランティアセンターの役割</u></p> <p><u>イ 被災者ニーズ把握システムを活用し、被災地及び被災者のニーズを迅速、効率的に把握するとともに、市町村災害対策本部との協働により、支援の「もれ・むだ」がないよう確実に対応する。</u></p> <p><u>ロ 被災地及び被災者の適時・的確な支援を実現するため、ボランティア・NPO等の専門性や特性等を考慮したうえで受入及び配置を調整する。</u></p> <p>○<u>一般ボランティア・NPO活動例</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>清掃作業及び簡易な防疫作業</u> ・<u>危険を伴わない範囲での片付け作業</u> ・<u>救援物資の搬入、仕分及び配布</u> ・<u>その他被災者の生活支援に関する活動</u> <p>○<u>専門ボランティア・NPO活動例</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>生活支援ニーズの把握</u> ・<u>被災者の健康管理やカウンセリング</u>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<p>第13節～第16節（略）</p> <p>第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動</p> <p>第1節～第3節（略）</p> <p>第4節 救出救助</p> <p>（略）</p> <p>1～6（略）</p> <p>7 県が実施する救出救助</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>（5）活動調整体制の確立</p> <p>総合調整室各班及び支援物資部支援物資班、通信・輸送部輸送、地区災害対策本部は、現地での関係機関相互の活動が円滑になされるよう、次の措</p>	<p><u>・災害応急対策物など資材の輸送</u></p> <p><u>・被災建築物等の復旧作業に係るアドバイス</u></p> <p><u>・外国人に対する通訳</u></p> <p><u>・歴史資料の救出や修復</u></p> <p><u>・その他災害救助活動等に関して専門的な資格や技術などを要する活動</u></p> <p><u>ハ ボランティア・NPO等の安全確保に努めるとともに、ボランティアの健康管理に十分配慮する。また、ボランティアにボランティア保険への加入を推奨する。</u></p> <p><u>なお、県社協が九州社会福祉協議会連合会や全国社会福祉協議会に対し広域応援を要請した場合は、当該団体との情報共有や連携を図るものとする。</u></p> <p>第13節～第16節（略）</p> <p>第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動</p> <p>第1節～第3節（略）</p> <p>第4節 救出救助</p> <p>（略）</p> <p>1～6（略）</p> <p>7 県が実施する救出救助</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>（5）活動調整体制の確立</p> <p>総合調整室各班及び支援物資部支援物資班、通信・輸送部輸送、地区災害対策本部は、現地での関係機関相互の活動が円滑になされるよう、次の措</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前				改正後			
機関名	発災	(緊急対策)	72時間 (応急対策)	機関名	発災	(緊急対策)	72時間 (応急対策)
県	福祉保健部	○災害医療対策本部（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等）の設置	→	県	福祉保健部	○災害医療対策本部（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等）の設置	→
		○医療情報の収集及び提供				○大分DMAT及び医療救護班への出動要請	
県	保健所	○医薬品・医療資器材等の確保	→	県	保健所	○医薬品・医療資器材等の確保	→
		○県外のDMAT及び医療救護班の出動要請				○県外の医療機関に負傷者等の受入要請	
3	(略)	○医療情報の収集及び提供	→	3	(略)	○医療情報の収集及び提供	→
		○医療機関の被災状況等の現地確認				○被災地内における医療救護活動の調整	

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<p>4 救急医療活動の実施 (1)・(2) (略) (3) 災害派遣医療チーム (DMAT)、医療救護班、災害支援ナース及び薬剤師班の派遣 イ～ハ (略) ニ (新設)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 関係機関が実施する措置 (1)・(2) (略) (3) 大分DMAT指定病院の措置 イ～ハ (略)</p> <p>表：災害拠点病院及び大分DMAT指定病院の指定状況 平成<u>28</u>年4月1日現在</p> <p>(略)</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>第6節 (略)</p> <p>第4章 被災者の保護・救護のための活動 第1節 避難所運営活動 (略) 1 (略) 2 避難所の開設 (1)～(2) (略)</p>	<p>4 救急医療活動の実施 (1)・(2) (略) (3) 災害派遣医療チーム (DMAT)、医療救護班、災害支援ナース及び薬剤師班の派遣 イ～ハ (略) ニ <u>福祉保健医療部医療活動支援班は、必要に応じて、予め登録した災害時小児周産期リエゾンの所属する病院に対し、災害時小児周産期リエゾンの県庁 (災害医療対策本部 (DMAT調整本部)) への派遣を要請する。</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 関係機関が実施する措置 (1)・(2) (略) (3) 大分DMAT指定病院の措置 イ～ハ (略)</p> <p>表：災害拠点病院及び大分DMAT指定病院の指定状況 平成<u>29</u>年4月1日現在</p> <p>(略)</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>第6節 (略)</p> <p>第4章 被災者の保護・救護のための活動 第1節 避難所運営活動 (略) 1 (略) 2 避難所の開設 (1)～(2) (略)</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<p>(3) 避難所開設の場合の手続 イ～ニ (略) ホ 避難所の開設期間 災害救助法が適用された場合の避難所の開設は、災害発生の日から7日以内の期間に限るものとし、当該期間を越えて開設しなければならない特別な事情がある場合は、市町村はあらかじめその理由を福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>に申し出て承認を受ける。 へ (略) 3 (略) 4 避難所の運営管理 (略) (1)～(5) (略) (6) 避難所の生活環境への配慮 市町村は、災害に備えて簡易トイレ(洋式)の備蓄やマンホールトイレの導入など、避難所におけるトイレを確保するとともに、清掃等<u>衛生環境</u>の面に注意を払い、常に良好なものとなるよう努める。特に避難の長期化等に伴い必要に応じてプライバシーの確保や、<u>男女のニーズの違い等男女双方の視点</u>に配慮する。 県は、市町村からの要請に応じて、避難所における保健衛生ニーズの有無を把握するため、保健師等で構成するよる保健活動チームを派遣するとともに、各種団体等から参集する保健活動チームが円滑に活動できるよう調整する。 (7)～(9) (略) 5～6 (略) 第2節 (略)</p>	<p>(3) 避難所開設の場合の手続 イ～ニ (略) ホ 避難所の開設期間 災害救助法が適用された場合の避難所の開設は、災害発生の日から7日以内の期間に限るものとし、当該期間を越えて開設しなければならない特別な事情がある場合は、市町村はあらかじめその理由を福祉保健部<u>福祉保健企画課</u>に申し出て承認を受ける。 へ (略) 3 (略) 4 避難所の運営管理 (略) (1)～(5) (略) (6) 避難所の生活環境への配慮 市町村は、災害に備えて簡易トイレ(洋式)の備蓄やマンホールトイレの導入など、避難所におけるトイレを確保するとともに、清掃等<u>衛生環境</u>の面に注意を払い、常に良好なものとなるよう努める。特に避難の長期化等に伴い必要に応じてプライバシーの確保や、<u>暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会の確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点</u>に配慮する。 県は、市町村からの要請に応じて、避難所における保健衛生ニーズの有無を把握するため、保健師等で構成するよる保健活動チームを派遣するとともに、各種団体等から参集する保健活動チームが円滑に活動できるよう調整する。 (7)～(9) (略) 5～6 (略) 第2節 (略)</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<p>第3節 食料供給 (略) 1～3 (略) 4 災害救助法の規定による炊出しその他による食品の給与 (略) (1) 炊出し、その他による食品の給与基準 イ～ハ (略) ニ 費用の負担 福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>はイからハの基準に基づき、市町村にその実施を委任した炊出しその他による食品の給与について、おおむね次の範囲内の費用を負担するものとする。 (略) (2) 市町村の措置 イ 県への情報提供等 知事の委任に基づく災害救助法の規定による炊出しその他の食品の給与に着手した場合は、市町村長は速やかにその概要を福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>に情報提供し、必要な指示を受けるものとする。 ロ (略) 5 (略)</p> <p>第4節 給水 1～3 (略) 4 災害救助法に基づく措置 (1) 県の措置 福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>は、災害救助法が適用された場合、知事の委任</p>	<p>第3節 食料供給 (略) 1～3 (略) 4 災害救助法の規定による炊出しその他による食品の給与 (略) (1) 炊出し、その他による食品の給与基準 イ～ハ (略) ニ 費用の負担 福祉保健部<u>福祉保健企画課</u>はイからハの基準に基づき、市町村にその実施を委任した炊出しその他による食品の給与について、おおむね次の範囲内の費用を負担するものとする。 (略) (2) 市町村の措置 イ 県への情報提供等 知事の委任に基づく災害救助法の規定による炊出しその他の食品の給与に着手した場合は、市町村長は速やかにその概要を福祉保健部<u>福祉保健企画課</u>に情報提供し、必要な指示を受けるものとする。 ロ (略) 5 (略)</p> <p>第4節 給水 1～3 (略) 4 災害救助法に基づく措置 (1) 県の措置 福祉保健部<u>福祉保健企画課</u>は、災害救助法が適用された場合、知事の委任</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<p>に基づき市町村長が実施する次の範囲内の給水について、必要な措置をとるものとする。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第5節 被服寝具その他生活必需品給与</p> <p>本節は、被災者に対する日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の生活必需品の一時的な給与又は貸与に関する事項について定めるものである。)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>[給水活動が必要となった場合の、本節に基づく各防災関係機関の主要な動 < >内は主に担当する班等</p> <p>災害救助法適用の場合 (略)</p> <p>□備蓄物資の開放<福祉保健部地域福祉推進室、地区災害対策本部支援物資班> (略)</p> </div> <p>1・2 (略)</p> <p>3 災害救助法が適用された場合の措置</p> <p>(1) 実施体制</p> <p>イ 災害救助法が適用された場合、地区災害対策本部は市町村と連携して、被災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量を把握し、福祉保健部地域福祉推進室に情報提供する。</p> <p>ロ 福祉保健部地域福祉推進室は、2(2)に基づく給与又は貸与を実施する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第6節 (略)</p> <p>第7節 保健衛生活動 (略)</p>	<p>に基づき市町村長が実施する次の範囲内の給水について、必要な措置をとるものとする。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第5節 被服寝具その他生活必需品給与</p> <p>本節は、被災者に対する日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の生活必需品の一時的な給与又は貸与に関する事項について定めるものである。)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>[給水活動が必要となった場合の、本節に基づく各防災関係機関の主要な動 < >内は主に担当する班等</p> <p>災害救助法適用の場合 (略)</p> <p>□備蓄物資の開放<福祉保健部福祉保健企画課、地区災害対策本部支援物資班> (略)</p> </div> <p>1・2 (略)</p> <p>3 災害救助法が適用された場合の措置</p> <p>(1) 実施体制</p> <p>イ 災害救助法が適用された場合、地区災害対策本部は市町村と連携して、被災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量を把握し、福祉保健部福祉保健企画課に情報提供する。</p> <p>ロ 福祉保健部福祉保健企画課は、2(2)に基づく給与又は貸与を実施する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第6節 (略)</p> <p>第7節 保健衛生活動 (略)</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<p>1 (略)</p> <p>2 保健衛生活動の実施体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 保健衛生活動の体制整備</p> <p>地区災害対策本部保健所班及び災害時公衆衛生対策チームは、以下のような保健衛生活動の体制整備を行う。</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>3 保健衛生活動の実施</p> <p>(1) 地区災害対策本部保健所班が実施する市町村支援活動は以下のとおりとする。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>4～7 (略)</p> <p>第8節 廃棄物処理</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 役割分担</p> <p>災害廃棄物は一般廃棄物であることから、一義的な処理主体は市町村となる。県においては、単なる連絡、調整など側面的な支援という立場だけでなく、全体的な処理を推進する中で、必要に応じ地方自治法による廃棄物の処理事務の受託など直接的な役割を果たすこととする。</p> <p>※「組織・推進体制」、「処理実行計画の策定等」、「処理の実施」、「平時の取組等」の災害廃棄物の処理に関する事項の詳細は、大分県災害廃棄物処理計画に定めるものとする。</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 保健衛生活動の実施体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 保健衛生活動の体制整備</p> <p>地区災害対策本部保健所班及び災害時公衆衛生対策チームは、以下のような保健衛生活動の体制整備を行う。</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p><u>ホ 厚生労働省防災業務計画に基づき、同省が行う保健師派遣活動との情報共有</u></p> <p>3 保健衛生活動の実施</p> <p>(1) 地区災害対策本部保健所班が実施する市町村支援活動は以下のとおりとする。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p><u>ニ 厚生労働省防災業務計画に基づき、同省が行う保健師派遣活動との相互連携</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>4～7 (略)</p> <p>第8節 廃棄物処理</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 役割分担</p> <p>災害廃棄物は一般廃棄物であることから、一義的な処理主体は市町村となる。県においては、単なる連絡、調整など側面的な支援という立場だけでなく、全体的な処理を推進する中で、必要に応じ地方自治法による廃棄物の処理事務の受託など直接的な役割を果たすこととする。</p> <p>※「組織・推進体制」、「処理実行計画の策定等」、「処理の実施」、「平時の取組等」の災害廃棄物の処理に関する事項の詳細は、大分県災害廃棄物処理計画に定めるものとする。</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<p>(新設)</p> <p>第9節 行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬 (略) 1～5 (略) 6 災害救助法適用に関する事項 (1) 災害救助法が適用された場合、福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>は、知事の委任に基づき市町村長が実施する以下の業務について必要な措置を行うものとする。 イ～ハ (2) (略)</p> <p>第10節 住宅の供給確保等 (略)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>[本節に基づく県の主要な活動]</p> <p style="text-align: right;"><>内は主に担当する班等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住宅ニーズの把握<福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>、社会基盤対策部応急住宅対策班、地区災害対策本部被災者救援班・社会基盤対策班> □り災世帯の住宅ニーズの把握 □住宅ニーズへの対応方針の決定 ○応急仮設住宅の建設 □建設用地・資機材、技術者等の確保<社会基盤対策部応急住宅対策班、地区災害対策本部社会基盤対策班> □入居世帯の決定<福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>> </div>	<p><u>また、県は、県単独では十分な対策が実施できない場合、「九州・山口9県における災害廃棄物処理等に係る相互応援協定」に基づく広域的な応援を要請するものとする。</u></p> <p>第9節 行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬 (略) 1～5 (略) 6 災害救助法適用に関する事項 (1) 災害救助法が適用された場合、福祉保健部<u>福祉保健企画課</u>は、知事の委任に基づき市町村長が実施する以下の業務について必要な措置を行うものとする。 イ～ハ (2) (略)</p> <p>第10節 住宅の供給確保等 (略)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>[本節に基づく県の主要な活動]</p> <p style="text-align: right;"><>内は主に担当する班等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住宅ニーズの把握<福祉保健部<u>福祉保健企画課</u>、社会基盤対策部応急住宅対策班、地区災害対策本部被災者救援班・社会基盤対策班> □り災世帯の住宅ニーズの把握 □住宅ニーズへの対応方針の決定 ○応急仮設住宅の建設 □建設用地・資機材、技術者等の確保<社会基盤対策部応急住宅対策班、地区災害対策本部社会基盤対策班> □入居世帯の決定<福祉保健部<u>福祉保健企画課</u>> </div>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<p>○応急仮設住宅の管理 <社会基盤対策部応急住宅対策班、地区災害対策本部社会 基盤対策班></p> <p>○その他の住宅対策の実施 <社会基盤対策部応急住宅対策班、地区災害対策本部社会 基盤対策班></p> <p>□公営住宅の空き部屋調査</p> <p>○その他 □被災住宅の被害認定調査の対応<市町村、<u>防災危機管理課</u>></p>	<p>○応急仮設住宅の管理 <社会基盤対策部応急住宅対策班、地区災害対策本部社会 基盤対策班></p> <p>○その他の住宅対策の実施 <社会基盤対策部応急住宅対策班、地区災害対策本部社会 基盤対策班></p> <p>□公営住宅の空き部屋調査</p> <p>○その他 □被災住宅の被害認定調査の対応<市町村、<u>防災対策企画課</u>></p>
<p>1・2 (略)</p> <p>3 県が実施する住宅の供給及び居住の確保措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害救助法の規定による住宅の供給及び確保</p> <p>イ 応急仮設住宅の供与</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 入居世帯の決定</p> <p> 福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>は、次の各号に該当する世帯のうちから市町村長及び民生・児童委員等の意見を聞いて、応急仮設住宅の入居世帯を決定する。</p> <p>(略)</p> <p>(ハ)～(ホ) (略)</p> <p>ロ 住宅の応急修理</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 応急修理を受ける世帯の決定</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 県が実施する住宅の供給及び居住の確保措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害救助法の規定による住宅の供給及び確保</p> <p>イ 応急仮設住宅の供与</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 入居世帯の決定</p> <p> 福祉保健部<u>福祉保健企画課</u>は、次の各号に該当する世帯のうちから市町村長及び民生・児童委員等の意見を聞いて、応急仮設住宅の入居世帯を決定する。</p> <p>(略)</p> <p>(ハ)～(ホ) (略)</p> <p>ロ 住宅の応急修理</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 応急修理を受ける世帯の決定</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<p>福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>は、次の各号に該当する世帯のうちから市町村長及び民生・児童委員等の意見を聞いて、応急修理を受ける世帯を決定する。</p> <p>(略)</p> <p>ハ 住居又はその周辺の障害物の応急的な除去</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 障害物の除去を受ける世帯の決定</p> <p>福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>は、障害物の除去を受ける世帯を次の各号に該当する世帯のうちから市町村長及び民生委員・児童委員等の意見を聞いて決定する。</p> <p>(略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 被災住宅の被害調査の対応</p> <p>被災住宅の被害調査は、住宅の早期復旧・復興の観点から迅速着手し、実施していく必要がある。</p> <p>そのため、被災した市町村は、必要に応じて「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定書」に基づき応援を要請する。また、それ以外の市町村は、応援を行うための体制を整えておく必要がある。</p> <p>市町村は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。</p> <p>また、県は、市町村の活動の支援に<u>努めるものとする。</u></p>	<p>福祉保健部福祉保健企画課は、次の各号に該当する世帯のうちから市町村長及び民生・児童委員等の意見を聞いて、応急修理を受ける世帯を決定する。</p> <p>(略)</p> <p>ハ 住居又はその周辺の障害物の応急的な除去</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 障害物の除去を受ける世帯の決定</p> <p>福祉保健部福祉保健企画課は、障害物の除去を受ける世帯を次の各号に該当する世帯のうちから市町村長及び民生委員・児童委員等の意見を聞いて決定する。</p> <p>(略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 被災住宅の被害調査の対応</p> <p>被災住宅の被害調査は、住宅の早期復旧・復興の観点から迅速着手し、実施していく必要がある。</p> <p>そのため、被災した市町村は、必要に応じて「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定書」に基づき応援を要請する。また、それ以外の市町村は、応援を行うための体制を整えておく必要がある。</p> <p>市町村は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。</p> <p>また、県は、市町村の活動の支援に<u>努めるとともに、県単独では迅速・円滑な被害調査ができない場合、「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づく広域的な応援を要請することとする。</u></p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<p>第11節</p> <p style="text-align: center;">〔本節に基づく県の主要な活動〕</p> <p style="text-align: center;">＜ ＞内は主に担当する班等</p> <p>(略)</p> <p>□教材学用品の供給＜児童・生徒対策部児童・生徒対策班＞（災害救助法が適用された場合福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>と連携）</p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 その他の応急措置</p> <p>(1) 授業料の減免措置</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 減免等の実施</p> <p>県立学校は、減免の申請状況を取りまとめて、大分県教育委員会へ報告する。</p> <p>県立学校長は、被災状況を確認のうえ減免を決定する。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>第12節・第13節 (略)</p> <p>第14節 被災動物対策</p> <p>大規模災害時には、所有者不明動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等への対処方法など様々な課題が発生することが予想されるため、県は動物愛護の観点から動物の保護や適正な飼育に関し、市町村、獣医師会及び関係機関・団体との協力体制を確立する</p>	<p>第11節</p> <p style="text-align: center;">〔本節に基づく県の主要な活動〕</p> <p style="text-align: center;">＜ ＞内は主に担当する班等</p> <p>(略)</p> <p>□教材学用品の供給＜児童・生徒対策部児童・生徒対策班＞（災害救助法が適用された場合福祉保健部<u>福祉保健企画課</u>と連携）</p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 その他の応急措置</p> <p>(1) 授業料の減免措置</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 減免等の実施</p> <p>県立学校は、減免の申請状況を取りまとめて、大分県教育委員会へ報告する。</p> <p>県立学校長は、被災状況を確認のうえ減免を決定する。<u>私立学校の設置者は、生徒からの申請に基づき減免を決定し、県へ報告する。県は、私立学校設置者が実施した減免事業に要した経費の一部を補助する。</u></p> <p>第12節・第13節 (略)</p> <p>第14節 被災動物対策</p> <p>大規模災害時には、所有者不明動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等への対処方法など様々な課題が発生することが予想されるため、県は動物愛護の観点から動物の保護や適正な飼育に関し、市町村、獣医師会及び関係機関・団体との協力体制を確立する<u>とともに、県単独では十分な対策が実施できない場合、「九州・山口9県災害時愛護動物救援応援協定」に基づく広域的な応援を要請するものとする。</u></p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
1～4 (略) 第5章 (略)	1～4 (略) 第5章 (略)

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第4部 災害復旧・復興

改正前	改正後
<p>第1章 災害復旧・復興の基本方針</p> <p>災害に対しては、「第2部 災害予防」に基づいて実効性のある予防対策を推進することが必要である。一方、災害は、いつ、どのような規模で、どのような地域に起きるか予測することが難しく、不幸にして大きな被害を被ることもあり得る。その場合、一刻も早く施設、産業、り災者の復旧・立ち直りがなされ、さらに、災害を糧にしてより災害に強い県土を後世に残していくことを目的とした復興が行われる必要がある。</p> <p>(中略)</p> <p>その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>第2章 (略)</p> <p>第3章 (略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 災害義えん金の配分(福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>、会計管理局会計課)</p> <p>(1) 配分組織の確立</p> <p>災害義えん金の配分を適正、かつ迅速に行うため、必要に応じて県に義えん金配分委員会を設置する(義えん金の出納は会計管理局会計課、配分委員会の庶務は福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>が行う。)</p> <p>(2) 配分の方法等</p> <p>災害救助法適用のいかんにかかわらず、被害の程度に応じ配分委員会で決定する。</p>	<p>第1章 災害復旧・復興の基本方針</p> <p>災害に対しては、「第2部 災害予防」に基づいて実効性のある予防対策を推進することが必要である。一方、災害は、いつ、どのような規模で、どのような地域に起きるか予測することが難しく、不幸にして大きな被害を被ることもあり得る。その場合、一刻も早く施設、産業、り災者の復旧・立ち直りがなされ、さらに、災害を糧にしてより災害に強い県土を後世に残していくことを目的とした復興が行われる必要がある。</p> <p>(中略)</p> <p>その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。</p> <p><u>加えて、技術職員の不足等により、県単独では速やかな復旧・復興の実施が困難と認められる場合は、九州地方知事会や全国知事会等の協力も得ながら、各都道府県に対し地方自治法に基づく職員派遣を要請するなど、必要な措置を講じることとする。</u></p> <p>第2章 (略)</p> <p>第3章 (略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 災害義えん金の配分(福祉保健部<u>福祉保健企画課</u>、会計管理局会計課)</p> <p>(1) 配分組織の確立</p> <p>災害義えん金の配分を適正、かつ迅速に行うため、必要に応じて県に義えん金配分委員会を設置する(義えん金の出納は会計管理局会計課、配分委員会の庶務は福祉保健部<u>福祉保健企画課</u>が行う。)</p> <p>(2) 配分の方法等</p> <p>災害救助法適用のいかんにかかわらず、被害の程度に応じ配分委員会で決定する。</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第4部 災害復旧・復興

改正前	改正後																								
<p>※なお、広域災害となった東日本大震災では、り災証明の発行や義援金の配布等を求め住民が窓口に殺到し、庁舎が被災した自治体等ではその処理に時間が掛かった事例もあることから、<u>市町村は被災者支援システム等の業務支援システムの導入を検討しておく必要がある。</u></p> <p>第4章 第1節 1～22（略） 23 生活保護</p> <p>(1) 支援の種類：給付 (2) 支援の内容</p> <p>①生活に現に困窮している方に、最低限度の生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行うもの。</p> <p>②生活保護の受給にあたっては、各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、稼働能力等の活用が保護実施の前提になる。また、扶養義務者による扶養は保護に優先される。</p> <p>③生活保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されている。医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付が原則。</p> <p>④扶助の基準は、厚生労働大臣が設定する。</p> <table border="1" data-bbox="170 1193 1075 1439"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>東京都区部等</th> <th>地方郡部等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標準3人世帯 (33歳、29歳、4歳)</td> <td>172,170円</td> <td>135,680円</td> </tr> <tr> <td>高齢者単身世帯(68歳)</td> <td>80,820円</td> <td>62,640円</td> </tr> <tr> <td>母子世帯(30歳、4歳、2歳)</td> <td>149,620円</td> <td>120,190円</td> </tr> </tbody> </table>	項目	東京都区部等	地方郡部等	標準3人世帯 (33歳、29歳、4歳)	172,170円	135,680円	高齢者単身世帯(68歳)	80,820円	62,640円	母子世帯(30歳、4歳、2歳)	149,620円	120,190円	<p>※なお、広域災害となった東日本大震災では、り災証明の発行や義援金の配布等を求め住民が窓口に殺到し、庁舎が被災した自治体等ではその処理に時間が掛かった事例もあることから、<u>県内で統一した被災者台帳システムの導入をはかる。</u></p> <p>第4章 第1節 1～22（略） 23 生活保護</p> <p>(1) 支援の種類：給付 (2) 支援の内容</p> <p>①生活に現に困窮している方に、最低限度の生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行うもの。</p> <p>②生活保護の受給にあたっては、各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、稼働能力等の活用が保護実施の前提になる。また、扶養義務者による扶養は保護に優先される。</p> <p>③生活保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されている。医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付が原則。</p> <p>④扶助の基準は、厚生労働大臣が設定する。</p> <table border="1" data-bbox="1169 1193 2096 1439"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>東京都区部等</th> <th>地方郡部等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標準3人世帯 (33歳、29歳、4歳)</td> <td>158,380円</td> <td>129,910円</td> </tr> <tr> <td>高齢者単身世帯(68歳)</td> <td>79,790円</td> <td>64,480円</td> </tr> <tr> <td>母子世帯(30歳、4歳、2歳)</td> <td>188,140円</td> <td>158,170円</td> </tr> </tbody> </table>	項目	東京都区部等	地方郡部等	標準3人世帯 (33歳、29歳、4歳)	158,380円	129,910円	高齢者単身世帯(68歳)	79,790円	64,480円	母子世帯(30歳、4歳、2歳)	188,140円	158,170円
項目	東京都区部等	地方郡部等																							
標準3人世帯 (33歳、29歳、4歳)	172,170円	135,680円																							
高齢者単身世帯(68歳)	80,820円	62,640円																							
母子世帯(30歳、4歳、2歳)	149,620円	120,190円																							
項目	東京都区部等	地方郡部等																							
標準3人世帯 (33歳、29歳、4歳)	158,380円	129,910円																							
高齢者単身世帯(68歳)	79,790円	64,480円																							
母子世帯(30歳、4歳、2歳)	188,140円	158,170円																							

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第4部 災害復旧・復興

改正前					改正後				
(平成24年度生活扶助基準)					(平成30年度生活扶助基準)				
(3)対象者：資産や能力等すべてを活用した上でも最低限度の生活が営めない方					(3)対象者：資産や能力等すべてを活用した上でも最低限度の生活が営めない方				
(4)問合せ先：県、市町村					(4)問合せ先：県、市町村				
24～26 (略)					24～26 (略)				
第2節					第2節				
第3節 農林漁業・中小企業・自営業への支援					第3節 農林漁業・中小企業・自営業への支援				
1 天災融資制度					1 天災融資制度 (国が実施する災害資金)				
(1) 支援の種類：融資					(1) 支援の種類：融資				
①天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づき、政令で指定された天災によって被害を受けた農林漁業者に対して再生産に必要な低利の経営資金を、被害を受けた農協等の組合に対しては事業資金をそれぞれ融資し、経営の安定化を図る。					①天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の発動に基づき、政令で指定された天災によって被害を受けた農林漁業者に対して再生産に必要な低利の経営資金を、被害を受けた農協等の組合に対しては事業資金をそれぞれ融資し、経営の安定化を図る。				
(以下、略)					(以下、略)				
2 農林漁業者に対する資金貸付					2 農林漁業者に対する資金貸付 (常時対応可能)				
支援の種類	融資				支援の種類	融資			
支援の内容	●災害により被害を受けた農林漁業者に対して、各種の資金貸付を行う。				支援の内容	●災害により被害を受けた農林漁業者に対して、各種の資金貸付を行う。			
	1 株式会社日本政策金融公庫					1 株式会社日本政策金融公庫			
	資金名	資金の使い途	貸付限度額	償還期間		資金名	資金の使い途	貸付限度額	償還期間
農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資	1,200万円又は年間経営費	13年以内 (うち6年以内の据置可能)	農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資	一般：600万円 特認：年間経営費の3/1 2又は年間粗収益の3/1	10年以内 (うち3年以内の据置可能)		

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第4部 災害復旧・復興

改正前					改正後				
								2のいずれか 低い額	
	農林漁業施設資金	災害により被災した農林漁業施設の復旧のための資金を融資	①負担額の100% ②1施設当たり1,200万円、漁船7,000万円	18年以内 (うち6年以内の据置可能)		農林漁業施設資金	災害により被災した農林漁業施設の復旧のための資金を融資	一般：負担額の80%又は1施設当たり300万円のいずれか低い額 特認：負担額の80%又は1施設あたり600万円のいずれか低い額 漁船： ・総トン数20トン未満の漁船：負担額の80%又は1隻当たり1千万円のいずれか低い額 ・総トン数20トン以上の漁船：負担額の80%又は1隻当たり4.5億円～11億円のいずれか低い額	15年以内 (うち3年以内の据置可能)
	農業基盤整	農地・牧野又は	負担額の10	28年以内		農業基盤整	農地・牧野又は	負担額の10	25年以内

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第4部 災害復旧・復興

改正前					改正後				
	備資金	その保全・利用 上必要な施設 の復旧のため の資金を融資	0%	(うち13年 以内の据置可 能)		備資金	その保全・利用 上必要な施設 の復旧のため の資金を融資	0%	(うち10年 以内の据置可 能)
	農業経営基 盤強化資金	農地、牧野、農 業用施設、農機 具等の復旧の ための資金や 長期運転資金 を融資	個人1.5億 円、法人5億 円	28年以内 (うち13年 以内の据置可 能)		農業経営基 盤強化資金	災害により被 害を受けた農 林漁業経営の 再建に必要な 資金を融資	個人3億円、 法人10億円	25年以内 (うち10年 以内の据置可 能)
	経営体育成 強化資金	農地、牧野、農 業用施設、農機 具等の取得等 のための資金 や既往債務の 負担を軽減す るための負債 整理資金を融 資	(新設) 個人1.5億 円、法人5億 円	28年以内 (うち13年 以内の据置可 能)		経営体育成 強化資金	災害により被 害を受けた農 林漁業経営の 再建に必要な 資金を融資	①負担額の8 0% ②個人1.5 億円、法人5 億円	25年以内 (うち3年以 内の据置可 能)
	林業基盤整 備資金	森林、林道等の 復旧のための 資金を融資	事業費×0. 8～0.9	復旧造林：5 8年以内(う ち38年以内 の据置可能) 林道：28年		林業基盤整 備資金	森林、林道等の 復旧のための 資金を融資	①復旧造林： 負担額の8 0%(計画森 林は負担額の 90%) ②樹苗養成施 設：負担額の 80% ③林道：負担 額の80%	①復旧造林： 30年以内 (うち20年 以内の据置可 能) ※別途特 認要件あり ②樹苗養成施 設：15年以 内(うち5年 以内の据置可 能) ③林道：20

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第4部 災害復旧・復興

改正前				改正後			
			以内（うち <u>10</u> 年以内の据置可能）				年以内（うち <u>3</u> 年以内の据置可能）※別途特認要件あり
漁業基盤整備資金	漁港、漁場施設の復旧のための資金を融資	事業費× <u>0.8</u>	<u>23</u> 年以内（うち <u>6</u> 年以内の据置可能）	漁業基盤整備資金	漁港、漁場施設の復旧のための資金を融資	負担額の <u>80%</u>	<u>20</u> 年以内（うち <u>3</u> 年以内の据置可能）
漁船資金	漁船の復旧のための資金を融資	①事業日× <u>0.8</u> ②1隻当たり4.5億円(特定業種6～11億円)	<u>15</u> 年以内（うち <u>5</u> 年以内の据置可能）	(削除)			
漁業経営安定資金	漁業経営の再建整備を図ろうとする方等の負債整理資金を融資	個人 <u>750</u> 万円、法人 <u>1,500</u> 万円	<u>23</u> 年以内（うち <u>6</u> 年以内の据置可能）	(削除)			
2 農協・漁協等				2 農協・漁協等			
資金名	資金の使い途	貸付限度額	償還期間	資金名	資金の使い途	貸付限度額	償還期間
農業近代化資金	災害により被災した農業施設等の復旧のための資金を融資	①事業費× <u>0.8</u> ②個人 <u>1,800</u> 万円 ③法人 <u>2億</u> 円	<u>18</u> 年以内（うち <u>10</u> 年以内の据置可能）	農業近代化資金	災害により被災した農業施設等の復旧のための資金を融資（認定農業者、集落営農組織のみ）	(削除) ①個人 <u>1,800</u> 万円 ②法人 <u>2億</u> 円	<u>15</u> 年以内（うち <u>7</u> 年以内の据置可能）

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第4部 災害復旧・復興

改正前					改正後				
	(略)					(略)			
	漁業近代化資金	災害により被災した漁船、漁業用施設等の復旧のための資金を融資	1,200万円～3.6億円	18年以内(うち6年以内の据置可能)		漁業近代化資金	災害により被災した漁船、漁業用施設等の復旧のための資金を融資	1,800万円～3.6億円	15年以内(うち3年以内の据置可能)
	●上記のほかにも農林漁業者に対する長期・低利の資金の貸付を行っているので、各種貸付事業の詳細については下記問合先まで。					●上記のほかにも農林漁業者に対する長期・低利の資金の貸付を行っているので、各種貸付事業の詳細については下記問合先まで。			
対象者	農林漁業者				対象者	農林漁業者			
問合先	株式会社日本政策金融公庫、農協・漁協等				問合先	株式会社日本政策金融公庫、農協・漁協等			
3～9 (略)					3～9 (略)				

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第4部 災害復旧・復興

改正前	改正後
-----	-----

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編
第5部 各種災害対策

改正前	改正後																
<p>第1章 道路災害対策</p> <p>本県の道路網は、大分自動車道、大分空港道路等の自動車専用道路と、国道10号をはじめとする実延長約3600kmに達する国道及び県道、そして市町村道からなる。県土の7割が林野で占められていることから、道路トンネル数は554箇所である。</p> <p>(略)</p> <p>第1節～第4節 (略)</p> <p>第2章～第6章 (略)</p> <p>第7章 放射性物質事故対策及び原子力災害対策</p> <p>I 放射性物質事故対策</p> <p>(略)</p> <p>II 原子力災害対策</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 被害想定</p> <p>(略)</p> <p>1 本県周辺地域に立地する原子力発電所</p> <p>〈対象となる原子力発電所〉 平成29年4月1日現在</p> <table border="1" data-bbox="114 1235 1102 1439"> <tr> <td>発電所名</td> <td>伊方発電所</td> </tr> <tr> <td>事業者名</td> <td>四国電力株式会社</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>愛知県西宇和郡伊方町九町コチワキ 3-40-3</td> </tr> <tr> <td>距離</td> <td>約45km</td> </tr> </table>	発電所名	伊方発電所	事業者名	四国電力株式会社	所在地	愛知県西宇和郡伊方町九町コチワキ 3-40-3	距離	約45km	<p>第1章 道路災害対策</p> <p>県内の道路は、実延長約18,000kmに達し大分自動車道、東九州自動車道、大分空港道路等、国道10号をはじめとする実延長約3,700kmに達する国道及び県道、並びに市町村道からなる。県土の7割が林野で占められていることから、道路トンネル数は500箇所を超え、全国一である。</p> <p>(略)</p> <p>第1節～第4節 (略)</p> <p>第2章～第6章 (略)</p> <p>第7章 放射性物質事故対策及び原子力災害対策</p> <p>I 放射性物質事故対策</p> <p>(略)</p> <p>II 原子力災害対策</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 被害想定</p> <p>(略)</p> <p>1 本県周辺地域に立地する原子力発電所</p> <p>〈対象となる原子力発電所〉 平成30年4月1日現在</p> <table border="1" data-bbox="1126 1235 2114 1439"> <tr> <td>発電所名</td> <td>伊方発電所</td> </tr> <tr> <td>事業者名</td> <td>四国電力株式会社</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>愛知県西宇和郡伊方町九町コチワキ 3-40-3</td> </tr> <tr> <td>距離</td> <td>約45km</td> </tr> </table>	発電所名	伊方発電所	事業者名	四国電力株式会社	所在地	愛知県西宇和郡伊方町九町コチワキ 3-40-3	距離	約45km
発電所名	伊方発電所																
事業者名	四国電力株式会社																
所在地	愛知県西宇和郡伊方町九町コチワキ 3-40-3																
距離	約45km																
発電所名	伊方発電所																
事業者名	四国電力株式会社																
所在地	愛知県西宇和郡伊方町九町コチワキ 3-40-3																
距離	約45km																

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編
第5部 各種災害対策

改正前					改正後				
設置番号	1号機	2号機	3号機		設置番号	1号機	2号機	3号機	
運転開始	S52.9	S57.3	H6.12		運転開始	S52.9	S57.3	H6.12	
備考	廃炉	定期検査中	運転中		備考	廃炉	廃炉	運転停止中	
発電所名	玄海原子力発電所				発電所名	玄海原子力発電所			
事業者名	九州電力株式会社				事業者名	九州電力株式会社			
所在地	佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字朝湖 4112-1				所在地	佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字朝湖 4112-1			
距離	約 100 k m				距離	約 100 k m			
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機
運転開始	S50.10	S56.3	H6.3	H9.7	運転開始	S50.10	S56.3	H6.3	H9.7
備考	廃炉	定期検査中	定期検査中	定期検査中	備考	廃炉	定期検査中	定期検査中	定期検査中
発電所名	川内原子力発電所				発電所名	川内原子力発電所			
事業者名	九州電力株式会社				事業者名	九州電力株式会社			
所在地	鹿児島県薩摩仙台市				所在地	鹿児島県薩摩仙台市			
距離	約 155 k m				距離	約 155 k m			
設置番号	1号機	2号機			設置番号	1号機	2号機		
運転開始	S59.7	S60.11			運転開始	S59.7	S60.11		
備考	運転中	運転中			備考	定期検査中	運転中		
2 (略)					2 (略)				
第3節 原子力発電所事事故事前対策					第3節 原子力発電所事事故事前対策				
1 (略)					1 (略)				

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編
第5部 各種災害対策

改正前	改正後
<p>2 モニタリング体制の整備（環境保全課・<u>食品安全</u>・衛生課） （略）</p> <p>（1）環境放射線モニタリング体制の整備 （略）</p> <p>県内におけるモニタリングポスト設置状況は以下のとおりであり、測定値はリアルタイムで平常時から自動的にWebに表示されている。 http://radioactivity.nsr.go.jp/map/ja/</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大分市立佐賀関小学校（大分市大字佐賀関 1104 番地） ・大分県立国東高等学校（国東市国東町鶴川 1974） ・大分県立佐伯鶴岡高等学校（佐伯市鶴望 2851-1） ・大分県日田総合庁舎（日田市城町 1-1-10） ・衛生環境研究センター（大分市高江西 2 丁目 8 番） <p>（略）</p> <p>（2）（略）</p> <p>3 住民の屋内退避・避難体制の整備（<u>防災危機管理課</u>）</p> <p>（1）屋内退避・避難体制の構築</p> <p>市町村は、防災関係機関等と連携して、<u>原子力委員会</u>が示す原子力災害対策指針等を踏まえて、住民の屋内退避及び避難体制の構築に努める。</p> <p>県は、市町村の区域を越えた避難については、市町村間の調整等必要な支援を行うものとする。</p> <p>（略）</p> <p>（2）・（3）（略）</p> <p>4 医療及び健康相談体制の整備（<u>防災危機管理課</u>、健康づくり支援課、医療政策課、薬務室） （略）</p>	<p>2 モニタリング体制の整備（環境保全課・<u>食品</u>・生活衛生課） （略）</p> <p>（1）環境放射線モニタリング体制の整備 （略）</p> <p>県内におけるモニタリングポスト設置状況は以下のとおりであり、測定値はリアルタイムで平常時から自動的にWebに表示されている。 http://radioactivity.nsr.go.jp/map/ja/</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大分市立佐賀関小学校（大分市大字佐賀関 1104 番地） ・大分県立国東高等学校（国東市国東町鶴川 1974） ・大分県立佐伯豊南高等学校（佐伯市鶴望 2851-1） ・大分県日田総合庁舎（日田市城町 1-1-10） ・衛生環境研究センター（大分市高江西 2 丁目 8 番） <p>（略）</p> <p>（2）（略）</p> <p>3 住民の屋内退避・避難体制の整備（<u>防災対策企画課</u>）</p> <p>（1）屋内退避・避難体制の構築</p> <p>市町村は、防災関係機関等と連携して、<u>原子力規制委員会</u>が示す原子力災害対策指針等を踏まえて、住民の屋内退避及び避難体制の構築に努める。</p> <p>県は、市町村の区域を越えた避難については、市町村間の調整等必要な支援を行うものとする。</p> <p>（略）</p> <p>（2）・（3）（略）</p> <p>4 医療及び健康相談体制の整備（<u>防災対策企画課</u>、健康づくり支援課、医療政策課、薬務室） （略）</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編
第5部 各種災害対策

改正前	改正後
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 県及び市町村は、国や立地県、原子力事業者等から整備すべき資機材の情報提供を受け、関係機関と協力し、除染用資機材、安定ヨウ素剤及び放射線測定資機材等の医療資機材、防護服等の確保に努めるものとする。</p> <p>また、被ばく医療が可能な医療機関の把握を行い、協力体制の構築に努めるものとする。</p> <p>○平成29年4月1日現在の安定ヨウ素剤及び資材の備蓄状況は次のとおり。</p> <p>丸 剤：10,000丸 (大人：10,000人分)</p> <p>粉末剤：500g 1本 (大人：5,000人分)</p> <p>25g (小児用) 20本</p> <p>液剤調製用資機材：以下の資材を15セット</p> <p>(略)</p> <p>○平成29年4月1日現在の備蓄保管場所は、次のとおり。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>5 原子力災害に関する住民等への知識の普及・啓発 (防災危機管理課)</p> <p>6 原子力防災に関する研修及び訓練 (防災危機管理課、健康づくり支援課、医療政策課、薬務室)</p> <p>(略)</p> <p>第4節 原子力発電所事故応急対策</p> <p>(略)</p> <p>1 情報の収集・連絡活動 (総合調整室情報収集班・応急対策調整班)</p> <p>(1) 緊急事態通報後の情報の収集、連絡 (総合調整室情報収集班・応急対策調整班)</p> <p>(略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 県及び市町村は、国や立地県、原子力事業者等から整備すべき資機材の情報提供を受け、関係機関と協力し、除染用資機材、安定ヨウ素剤及び放射線測定資機材等の医療資機材、防護服等の確保に努めるものとする。</p> <p>また、被ばく医療が可能な医療機関の把握を行い、協力体制の構築に努めるものとする。</p> <p>○平成30年4月1日現在の安定ヨウ素剤及び資材の備蓄状況は、次のとおり。</p> <p>丸 剤：20,000丸 (大人：10,000人分)</p> <p>粉末剤：25g (小児用) 20本</p> <p>液剤調製用資機材：以下の資材を15セット</p> <p>(略)</p> <p>○平成30年4月1日現在の備蓄保管場所は、次のとおり。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>5 原子力災害に関する住民等への知識の普及・啓発 (防災対策企画課)</p> <p>6 原子力防災に関する研修及び訓練 (防災対策企画課、健康づくり支援課、医療政策課、薬務室)</p> <p>(略)</p> <p>第4節 原子力発電所事故応急対策</p> <p>(略)</p> <p>1 情報の収集・連絡活動 (削除)</p> <p>(1) 緊急事態通報後の情報の収集、連絡 (総合調整室情報収集班・応急対策調整班)</p> <p>(略)</p>

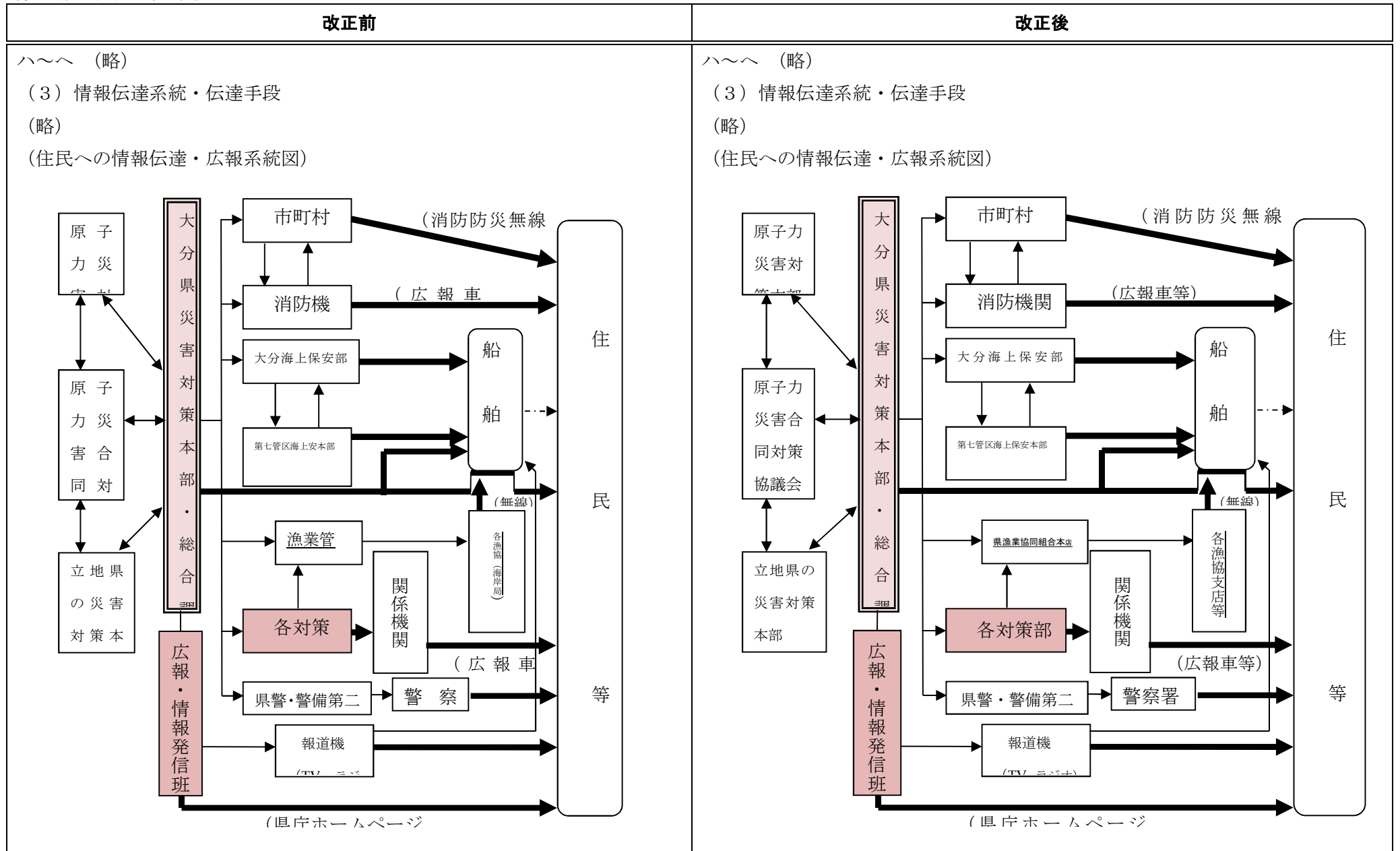
大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編
第5部 各種災害対策

改正前		改正後	
緊急事態区分	事態の内容	緊急事態区分	事態の内容
警戒事態	立地県において震度6弱以上の地震、大津波警報が発令等	警戒事態	立地市町村において震度6弱以上の地震、大津波警報が発令等
施設敷地緊急事態	原災法第10条に基づき通報を要する事態 ・原子炉冷却材の漏洩・給水機能の喪失 ・非常用炉心冷却装置の不作動 ・全交流電源喪失(5分以上) ・原子炉冷却機能の喪失 等	施設敷地緊急事態	原災法第10条に基づき通報を要する事態 ・原子炉冷却材の漏洩・給水機能の喪失 ・非常用炉心冷却装置の不作動 ・全交流電源喪失(30分以上) ・原子炉冷却機能の喪失 等
全面緊急事態	原災法第15条に基づき通報を要する事態 ・原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が停止 ・炉心の溶融を示す放射線量又は温度の検知 ・敷地境界の空間放射線量率が5 μ Sv/hが10分以上継続 等	全面緊急事態	原災法第15条に基づき通報を要する事態 ・原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が停止 ・炉心の溶融を示す放射線量又は温度の検知 ・敷地境界の空間放射線量率が5 μ Sv/hが10分以上継続 等
(略)		(略)	
(2) 立地県への職員の派遣(総合調整室)		(2) 立地県への職員の派遣(総合調整室)	
2. 住民等への情報伝達(総合調整室情報収集班・応急対策調整班、広報・情報発信班)		2. 住民等への情報伝達(総合調整室情報収集班・応急対策調整班、広報・情報発信班)	
(1) (略)		(1) (略)	
(2) 情報伝達の内容		(2) 情報伝達の内容	
イ (略)		イ (略)	
ロ 災害応急対策の状況(県及び市町村が講じている施策の状況、モニタリングの結果、 <u>SPEEDI</u> ネットワークシステムによる放射能影響予測、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況等)		ロ 災害応急対策の状況(県及び市町村が講じている施策の状況、モニタリングの結果、 <u>緊急時迅速放射能影響予測</u> ネットワークシステムによる放射能影響予測、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況等)	

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編
第5部 各種災害対策



大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編
第5部 各種災害対策

改正前	改正後
<p>(4) (略)</p> <p>3 活動体制の確立</p> <p>(1) 県の活動体制</p> <p>イ 災害対策本部等</p> <p>(略)</p> <p>このため、災害対策本部の総合調整室において、関係情報の収集と伝達及び住民からの問合せ対応、防護措置実施の総合調整を行うとともに、環境保全課、<u>食品安全・衛生課</u>、<u>防災危機管理課</u>等必要に応じた関係課職員から成る「原子力災害対策班」を設置し、環境放射線モニタリングの指揮及び測定結果のとりまとめと評価等を行う。</p> <p>(略)</p> <p>< 医療チーム ></p> <p>安定ヨウ素剤の配布・服用について、国の指示が出された場合、安定ヨウ素剤の配布・服用のため、<u>福祉保健医療部福祉保健医療班</u>において医療チームを組織する。(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 緊急時環境モニタリングの実施(総合調整室原子力災害対策班) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 全面緊急<u>実態</u>後の対応(災害対策本部の体制時)</p> <p>県は、近隣県の原子力発電所で全面緊急<u>実態</u>が発生し、大分県に放射性物質の拡散のおそれがある場合、(略)</p> <p>5～7 (略)</p> <p>第8章・第9章 (略)</p>	<p>(4) (略)</p> <p>3 活動体制の確立</p> <p>(1) 県の活動体制</p> <p>イ 災害対策本部等</p> <p>(略)</p> <p>このため、災害対策本部の総合調整室において、関係情報の収集と伝達及び住民からの問合せ対応、防護措置実施の総合調整を行うとともに、環境保全課、<u>食品・生活衛生課</u>、<u>防災対策企画課</u>等必要に応じた関係課職員から成る「原子力災害対策班」を設置し、環境放射線モニタリングの指揮及び測定結果のとりまとめと評価等を行う。</p> <p>(略)</p> <p>< 医療チーム ></p> <p>安定ヨウ素剤の配布・服用について、国の指示が出された場合、安定ヨウ素剤の配布・服用のため、<u>福祉保健医療部医療活動支援班</u>において医療チームを組織する。(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 緊急時環境モニタリングの実施(総合調整室原子力災害対策班) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 全面緊急<u>事態</u>後の対応(災害対策本部の体制時)</p> <p>県は、近隣県の原子力発電所で全面緊急<u>事態</u>が発生し、大分県に放射性物質の拡散のおそれがある場合、(略)</p> <p>5～7 (略)</p> <p>第8章・第9章 (略)</p>